

租税特別措置法等（法人税関係）の改正

目		次			
第一	法人税率の特例関係……………	352	九	その他の特別償却……………	389
	中小企業者等の法人税率の特例……………	352	第四	準備金等関係……………	390
第二	税額控除関係……………	353	一	海外投資等損失準備金……………	390
一	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除……………	353	二	保険会社等の異常危険準備金……………	391
二	エネルギー需給構造改革推進設備等 を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除（エネルギー需給構造改 革推進投資促進税制）……………	360	三	中小企業等の貸倒引当金の特例……………	394
三	中小企業者等が機械等を取得した場 合の特別償却又は法人税額の特別控除 （中小企業投資促進税制）……………	362	四	農業経営基盤強化準備金……………	396
四	事業基盤強化設備を取得した場合等 の特別償却又は法人税額の特別控除 〔事業基盤強化設備等を取得した場合 等の特別償却又は法人税額の特別控除〕 （中小企業等基盤強化税制）……………	364	五	その他の準備金……………	397
五	情報基盤強化設備等を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別控除 （情報基盤強化税制）……………	369	第五	土地税制関係……………	398
六	その他の税額控除……………	370	一	土地の譲渡等がある場合の特別税率 ……………	398
第三	特別償却関係……………	371	二	短期所有に係る土地の譲渡等がある 場合の特別税率……………	401
一	特定設備等の特別償却……………	371	三	特定住宅地造成事業等のために土地 等を譲渡した場合の所得の特別控除 （1,500万円特別控除）……………	402
二	地震防災対策用資産の特別償却……………	375	四	特定の資産の買換えの場合等の課税 の特例……………	405
三	特定電気通信設備等の特別償却……………	376	五	承継業務の事業計画の施行区域内に ある土地等の交換の場合の課税の特例 ……………	406
四	資源再生化設備等の特別償却……………	377	六	その他の土地税制……………	407
五	特定地域における工業用機械等の特 別償却……………	378	第六	その他の特別措置関係……………	408
六	障害者を雇用する場合の機械等の割 増償却等……………	381	一	交際費等の損金不算入……………	408
七	支援事業所取引金額が増加した場合 の3年以内取得資産の割増償却……………	384	二	使途秘匿金の支出がある場合の課税 の特例……………	410
八	優良賃貸住宅の割増償却〔高齢者向 け優良賃貸住宅の割増償却〕……………	387	三	認定特定非営利活動法人に対する寄 附金の損金算入等の特例……………	410
			四	特定地域雇用会社に対する寄附金の 損金算入の特例……………	412
			五	中小企業者等以外の法人の欠損金の 繰戻しによる還付の不適用……………	413
			六	特定目的会社に係る課税の特例……………	415
			七	その他……………	418

はじめに

平成22年度の税制改正では、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講ずることとし、関係法令の改正が行われました。

このうち法人税法関係の改正については、資本に関する取引等に係る税制の整備等が行われています。

また、租税特別措置法関係の改正については、政府税制調査会において、「税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするため、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に基づき、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で、租税特別措置をゼロベースから見直す。」とされたことを踏まえ、情報基盤強化税制の廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図り、あわせて現下の厳しい経済情勢等に配慮し、中小企業投資促進税制等の適用期限を延長するなど、所要の措置が講じられています。

本稿は、これらの改正のうち法人税関係の租税特別措置法の改正について、その内容を紹介するものです。

この法人税法及び租税特別措置法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る3月24日に成立し、3月31日に平成22年法律第6号として公布されています。

関係法令は、次のとおりです。

(法律)

- 所得税法等の一部を改正する法律（平成22.3.31法律第6号）

(政令)

- 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22.3.31政令第51号）
- 租税特別措置法施行令等の一部を改正する

政令（平成22.3.31政令第58号）

(省令)

- 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成22.3.31財務省令第13号）
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成22.3.31財務省令第17号）
- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成22.3.31財務省令第20号）
- 法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22.4.12財務省令第33号）

(告示)

<公共法人となる独立行政法人関係>

- 法人税法別表第1独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（平成22.3.31財務省告示第111号）

<エネルギー需給構造改革推進設備等関係>

- 租税特別措置法第10条の2の2第1項第1号、第2号及び第4号並びに第42条の5第1項第1号、第2号及び第4号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件（平成22.3.31財務省告示第105号）

<特定旅館業用の事業基盤強化設備関係>

- 租税特別措置法第10条の4第1項第4号及び第42条の7第1項第4号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件を廃止する件（平成22.3.31国土交通省告示第284号）

<特定設備等の特別償却関係>

- 租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（平成22.3.31財務省告示第106号）

<地震防災対策用資産の特別償却関係>

- 租税特別措置法施行令第5条の11第2項及び第28条の4第2項の規定に基づき内閣総理大臣が指定する減価償却資産の一部を改正する件（平成22.3.31内閣府告示第13号）

＜特定電気通信設備等の特別償却関係＞

- 租税特別措置法第11条の4第1項及び第44条の4第1項の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件を廃止する件（平22.3.31総務省告示第114号）

＜資源再生化設備等の特別償却関係＞

- 租税特別措置法第11条の6第1項及び第44条の6第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件を廃止する件（平22.3.31財務省告示第107号）

第一 法人税率の特例関係

中小企業者等の法人税率の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、中小企業者等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（本則税率：22%）とするというものです（措法42の3の2）。

中小企業者等とは、次の法人をいいます。

- (1) 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。ただし、保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社は除かれます。
- (2) 一般社団法人等又は法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの
一般社団法人等とは、法人税法別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。また、法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているものとは、次の法人をいいます。
 - ① 地方自治法に規定する認可地縁団体
 - ② 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人及び団地管理組合法人
 - ③ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党等
 - ④ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合
 - ⑤ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営

利活動法人

- ⑥ マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替組合
- (3) 上記(2)以外の公益法人等又は協同組合等
- (4) 特定医療法人
- (5) 人格のない社団等
- (注1) 租税特別措置法第68条の適用を受ける協同組合等についても、本制度の適用対象となります（措法42の3の2②）。したがって、同条の適用を受ける協同組合等は、年800万円以下の部分の金額について18%、年800万円超10億円以下の部分の金額について22%、年10億円超の部分の金額について26%の法人税率が適用されることとなります。
- (注2) 協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の法人税率は、年800万円以下の金額に対して19%（本則税率23%）とされています（措法68の8①表二・三、②）。
また、これらの法人が連結親法人である場合における連結法人税の個別帰属額を計算するときの法人税率は、連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である場合又は連結親法人が資本若しくは出資を有しない場合と同様に、本制度を適用して計算した法人税の額の連結所得の金額に対する割合となります（措令39の38の2）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の8）。

2 改正の内容

今回の法人税法の改正においては、中小法人に対する特例措置（以下「中小特例」といいます。）の大法人の100%子法人に対する適用について見直しが行われ、各事業年度終了の時ににおいて大法人との間にその大法人による完全支配関係がある中小法人については、中小特例を適用しないこととされました（この改正の趣旨及び内容の詳細については、前掲の「法人税法の改正」の「一 資本に係る取引等に係る税制」の2をご参照ください。）。

（注1） 中小法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人をいいます。

（注2） 大法人とは、次の法人をいいます。

- イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
- ロ 相互会社又は外国相互会社
- ハ 法人課税信託の受託法人

（注3） 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます。

（注4） 中小特例とは、法人税法においては、各事業年度の所得に対する法人税の税率（法66）における軽減税率の適用措置及び特定同族会社の特別税率（法67）における適用除外措置をいいます。

この法人税法の改正と同様に、租税特別措置法においても、中小特例として講じられている本制度について改正が行われています。

具体的には、本制度の対象となる普通法人から次の法人を除外することとし、これらの法人に対しては、本制度を適用しないこととされました（措法42の3の2①、法66⑥一～三、143⑤一～三）。

- (1) 大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
- (2) 法人課税信託の受託法人

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の8①）。

3 適用関係

上記2の改正は、法人の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則73）。連結納税制度の場合についても同様です。

第二 税額控除関係

一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(7)までの制度で構成されています。

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その事業年度の所得に対する法

人税額からその事業年度の試験研究費の額に試験研究費割合に応じた税額控除割合（8～10%）を乗じて計算した金額を控除することができるというものです（措法42の4①）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

なお、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができるとされて

います（措法42の4①後段、③）。この繰り越された控除限度超過額についての繰越税額控除制度については、次の(3)の制度をご参照ください。

(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合に、その事業年度の所得に対する法人税額からその事業年度の特別試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することができるというものです（措法42の4②）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。また、この税額控除割合は、12%から上記(1)の税額控除割合（8～10%）を控除した割合とされています。これにより特別試験研究費の額については、上記(1)の制度と合わせて、その事業年度の試験研究費の額の12%の税額控除をすることができます。

なお、この場合の特別控除税額は、上記(1)の試験研究費の総額に係る税額控除制度と合わせて当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができることとされています（措法42の4②後段、③）。この繰り越された控除限度超過額についての繰越税額控除制度については、次の(3)の制度をご参照ください。

(3) 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において、繰越税額控除限度超過額を有する場合に、その事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていることを要件として、その事業年度の法人税額からその繰越税額控除限度超過額を控除できるというものです（措法42の4③）。ただし、合併に

よる解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

なお、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とされていますが、その事業年度において、上記(1)又は(2)の制度の適用がある場合には、当期の法人税額の20%からこれらの制度により控除される金額を控除した残額が限度となります（措法42の4③後段）。

(注) 繰越税額控除限度超過額とは、法人の事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度で、上記(1)又は(2)の制度における試験研究費の額又は特別試験研究費の額に税額控除割合を乗じた金額のうち、法人税額の20%を超えていることにより、控除をしても控除しきれなかった金額をいいます。ただし、既に本制度の適用を受け、繰越税額控除されている金額がある場合には、これを除きます（措法42の4④四）。

(4) 中小企業技術基盤強化税制

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者等の各事業年度において、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、上記(1)及び(2)の各税額控除制度の適用に代えて、その事業年度の所得に対する法人税額からその事業年度の試験研究費の額の12%を控除することができるというものです（措法42の4⑥）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

なお、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができることとされています（措法42の4⑥後段、⑦）。この繰り越された控除限度超過額の繰越税額控除制度については、次の(5)の制度をご参照ください。

(5) 繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において、繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合に、その事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていることを要件として、その事業年度の法人税額からその繰越中小企業者等税額控除限度超過額を控除できるというものです（措法42の4⑦）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

なお、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とされていますが、その事業年度において、上記(4)の制度の適用がある場合には、当期の法人税額の20%から上記(4)の制度により控除される金額を控除した残額が限度となります（措法42の4⑦後段）。

(注) 繰越中小企業者等税額控除限度超過額とは、法人の事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度で、上記(4)の制度における試験研究費の額に税額控除割合（12%）を乗じた金額のうち、法人税額の20%を超えていることにより、控除をしても控除しきれなかった金額をいいます。ただし、既に本制度の適用を受け、繰越税額控除されている金額がある場合には、これを除きます（措法42の4⑫七）。

(6) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人が、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次の①又は②に該当する場合に、それぞれの算式により計算した金額を税額控除することができるというものです（措法42の4⑨）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

また、法人が①及び②のいずれにも該当する

場合には、法人の選択によりいずれか1つの制度のみ適用することとし、①及び②の双方を同時に適用することはできません（措法42の4⑩）。

なお、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の10%を限度とすることとされています（措法42の4⑨後段）。

① 当期の試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合（措法42の4⑨一）

《算式》

$(\text{当期の試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}) \times 5\%$

② 当期の試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合（措法42の4⑨二）

《算式》

$(\text{当期の試験研究費の額} - \text{平均売上金額} \times 10\%) \times \text{超過税額控除割合}$

(注) 超過税額控除割合 = $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$

(7) 連結納税制度における試験研究費の総額に係る税額控除制度等

連結親法人又はその連結子法人の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合についても、上記(1)から(6)までとほぼ同様の制度が講じられていますが、上記(1)の試験研究費の総額に係る税額控除制度、上記(2)の特別試験研究費の額に係る税額控除制度、上記(4)の中小企業技術基盤強化税制及び上記(6)の試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度のいずれの制度についても、特別控除税額は、連結グループ全体で計算することとされています（措法68の9）。

2 改正の内容

(1) 現物分配が行われた場合における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に係る所要の改正

今回の法人税法の改正においては、現物分配

が組織再編成の一形態として位置付けられ、この現物分配について、他の組織再編成と同様の所要の措置が講じられました（この改正の内容の詳細については、前掲の「法人税法の改正」の「一 資本に係る取引等に係る税制」の1(5)をご参照ください。）。

この法人税法の改正を踏まえ、租税特別措置法においても、現物分配について、合併、分割又は現物出資と同様の所要の措置が講じられています。

本制度では、上記1(1)の試験研究費の総額に係る税額控除制度及び上記1(6)の試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度において、現物分配が行われた場合における被現物分配法人に係る比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算について、所要の改正が行われました（措法42の4⑯、措令27の4⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳、措規20⑬⑳）。

(注) 現物分配とは、公益法人等及び人格のない社団等を除く法人がその株主等に対しその法人の次の事由により金銭以外の資産の交付をすることをいいます（法法二十二の六）。

i 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配

(注) 剰余金の配当は、株式又は出資に係るものに限り、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除くこととされ、利益の配当は分割型分割によるものを除くこととされ、剰余金の分配は出資に係るものに限ることとされています。

ii 法人税法第24条第1項第3号から第6号までに掲げる事由

① 比較試験研究費の額の計算

上記1(6)の制度のうち試験研究費の増加額に係る税額控除制度の適用を受ける法人（以下「適用法人」といいます。）が、被現物分配法人に該当する場合の同制度の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）における比較試験研究費の額の計算について

は、合併、分割又は現物出資が行われた場合と同様の調整規定が設けられています（措令27の4⑫）。

具体的には、次のイ又はロの法人に該当する場合には、次の各事業年度の試験研究費の額は、次に記載するところにより計算した金額となります。

イ 適用年度において行われた現物分配に係る被現物分配法人

その被現物分配法人の調整対象年度については、各調整対象年度ごとに、次のiの金額とiiの金額との合計額をもって、その各調整対象年度の試験研究費の額となります。この場合の調整対象年度とは、適用年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（以下「基準日」といいます。）から適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度をいいます。

i 被現物分配法人の各調整対象年度に係る試験研究費の額

ii 被現物分配法人の各調整対象年度ごとに、その各調整対象年度に含まれる月のその現物分配に係る現物分配法人の月別試験研究費の額を合計した金額にその現物分配の日からその適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれをその適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた現物分配に係る被現物分配法人

その被現物分配法人の調整対象年度については、その各調整対象年度ごとに、次のiの金額とiiの金額との合計額をもって、その各調整対象年度の試験研究費の額となります。この場合の調整対象年度とは、基準日から現物分配の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度をいいます。

i 被現物分配法人の各調整対象年度に係る試験研究費の額

ii 被現物分配法人の各調整対象年度ごとに、その各調整対象年度に含まれる月のその現物分配に係る現物分配法人の月別試験研究費の額を合計した金額。なお、現物分配の日を含む調整対象年度においては、その調整対象年度開始の日からその現物分配の日の前日までの期間について、その期間内に含まれる月の現物分配に係る現物分配法人の月別試験研究費の額を計算することになります。

(注) 月別試験研究費の額とは、その現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の試験研究費の額をそれぞれの事業年度の月数で除して計算した金額を、その事業年度に含まれる月に係るものとみなしたものをいいます（措令27の4⑬）。なお、上記イ又はロにおける月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（措令27の4⑭）。

② 試験研究用資産の移転を受けていない場合の比較試験研究費の額の計算の特例

適用法人が、現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない場合において、納税地の所轄税務署長にその現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたときは、その現物分配については、上記①イ又はロの計算を行う必要はありません（措令27の4⑯）。

(注) 試験研究用資産とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究の用に供される資産をいいます（措法42の4⑫一、措令27の4⑯）。

ただし、その現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない場合であっても、納税地の所轄税務署長にその現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしていないときは、上記①イ又はロの計算を行う必要があります。

また、この届出は、現物分配の日以後2月

以内に、その現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次の事項を記載した届出書により行わなければならないこととされています（措規20⑬）。

イ 届出をするその現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ロ その現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ハ その現物分配の年月日

ニ その他参考となるべき事項

③ 平均売上金額の計算

上記1(1)の試験研究費の総額に係る税額控除制度及び上記1(6)の制度のうち平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける法人（以下「総額方式等適用法人」といいます。）が、被現物分配法人に該当する場合のこれらの制度の適用を受ける事業年度（以下「総額方式等適用年度」といいます。）における平均売上金額の計算については、合併、分割又は現物出資が行われた場合と同様の調整規定が設けられています（措令27の4⑰）。

具体的には、次のイ又はロの法人に該当する場合には、次の各売上調整年度の売上金額は、次に記載するところにより計算した金額となります。この場合の売上調整年度とは、総額方式等適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度をいいます。

イ 総額方式等適用年度において行われた現物分配に係る被現物分配法人

その被現物分配法人の売上調整年度については、各売上調整年度ごとに、次のiの金額とiiの金額との合計額をもって、その各売上調整年度の売上金額となります。

i 被現物分配法人の売上調整年度に係る売上金額

ii 被現物分配法人の各売上調整年度ごとに、その売上調整年度に含まれる月のその現物分配に係る現物分配法人の月別売

上金額を合計した金額にその現物分配の日からその総額方式等適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれをその総額方式等適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 売上調整年度において行われた現物分配に係る被現物分配法人

その被現物分配法人の各売上調整年度のうち最も古い売上調整年度からその現物分配の日の前日を含む売上調整年度までの各売上調整年度（以下「現物分配前売上調整年度」といいます。）については、その各現物分配前売上調整年度ごとに、次の i の金額と ii の金額との合計額をもって、その現物分配前売上調整年度に係る売上金額となります。

i 被現物分配法人のその各現物分配前売上調整年度に係る売上金額

ii 被現物分配法人の各現物分配前売上調整年度ごとに、その各現物分配前売上調整年度に含まれる月のその現物分配に係る現物分配法人の月別売上金額を合計した金額。なお、現物分配の日を含む現物分配前売上調整年度においては、その現物分配前売上調整年度開始の日からその現物分配の日の前日までの期間について、その期間内に含まれる月の現物分配に係る現物分配法人の月別売上金額を計算することになります。

(注) 月別売上金額とは、その現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の売上金額をそれぞれの事業年度の月数で除して計算した金額を、その事業年度に含まれる月に係るものとみなしたものをいいます（措令27の4⑳）。なお、上記イ又はロにおける月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（措令27の4㉔）。

④ 試験研究用資産の移転を受けていない場合

の平均売上金額の計算の特例

総額方式等適用法人が、現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない場合において、納税地の所轄税務署長にその現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたときは、その現物分配については、上記③イ又はロの計算を行う必要はありません（措令27の4㉕）。

ただし、その現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない場合であっても、納税地の所轄税務署長にその現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしていないときは、上記③イ又はロの計算を行う必要があります。

また、この届出は、現物分配の日以後2月以内に、その現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次の事項を記載した届出書により行わなければならないこととされています（措規20㉖）。

イ 届出をするその現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ロ その現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ハ その現物分配の年月日

ニ その他参考となるべき事項

なお、連結納税制度の場合についても、上記①から④までと同様の改正が行われています（措法68の9⑯、措令39の39⑰⑱⑲㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙、措規22の23⑬⑭⑮）。

(2) 適格事後設立制度の廃止及び分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止に伴う所要の改正

今回の法人税法の改正において、適格事後設立制度は、あまり利用されていないこと及び完全支配関係がある内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益をその資産のそのグループ外への移転の時まで繰り延べることとされ、これにより概ね代替されること

から、廃止されました。また、分割型分割を行った場合のみなし事業年度が廃止されました（これらの改正の趣旨及び内容の詳細については、前掲の「**法人税法の改正**」の「一 資本に係る取引等に係る税制」の1(2)及び6(2)をご参照ください。)

この法人税法の改正に伴い、上記1(1)の試験研究費の総額に係る税額控除制度及び上記1(6)の試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度における比較試験研究費の額の計算又は平均売上金額の計算について、所要の改正が行われました（措法42の4⑬、措令27の4⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の9③⑤一、⑦⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）。

(3) 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直しに伴う所要の改正

今回の法人税法の改正においては、資本に係る取引等に係る税制の一環として、清算所得課税の廃止及び通常の所得課税への移行に伴う通常所得課税の整備が行われています。その整備の1つとして、連結子法人の合併による解散を除く解散のうち破産手続開始の決定による解散以外の解散が連結納税の承認の取消し事由から除外され、その結果、連結子法人は、現行の合併による解散の場合に加え、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、解散しても連結納税から離脱しないこととされました（この改正の趣旨及び内容の詳細については、前掲の「**法人税法の改正**」の「一 資本に係る取引等に係る税制」の4をご参照ください。)

この法人税法の改正に伴い、連結繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度等について、所要の改正が行われました（措法68の9⑤⑬⑭、措令39の39⑳、措規22の23）。

(4) 適用期限の延長

上記1(6)の試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法42の4⑨）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の9⑨）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)及び(2)の改正は、法人の平成22年10月1日以後に行われる現物分配又は分割に係る月別試験研究費の額、移転試験研究費の額若しくは月別移転試験研究費の額又は月別売上金額、移転売上金額若しくは月別移転売上金額について適用し、法人の同日前に行われた事後設立、分割型分割又は分社型分割に係る月別試験研究費の額、移転試験研究費の額若しくは月別移転試験研究費の額又は月別売上金額、移転売上金額若しくは月別移転売上金額については、なお従前の例によることとされています（改正法附則74、改正措令附則25①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則104、改正措令附則39①）。

なお、上記2(1)②又は④の特例の適用を受けようとする法人の現物分配が平成22年10月1日から同日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までの間に行われたものである場合には、これらの特例の適用を受けようとするときの納税地の所轄税務署長に対する届出の期限は、平成22年10月1日以後最初に開始する事業年度開始の日以後6月以内とする経過措置が設けられています（改正措令附則25②、改正措規附則11）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則39②、改正措規附則18）。

(2) 上記2(3)の改正は、平成22年10月1日以後に解散又は破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について

は、なお従前の例によることとされています(改正法附則104)。

二 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、平成4年4月1日から平成24年3月31日までの期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」といいます。)をして、その取得等をした日から1年以内に事業の用に供した場合には、一定の要件の下に、基準取得価額の30%の特別償却と基準取得価額の7%の税額控除との選択適用を行うことができるというものです(措法42の5①②)。ただし、税額控除は、中小企業者等のみが行うことができるとされています。

また、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができることとされています(措法42の5②～④)。

(注1) 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして、その取得等をした日から1年以内に事業の用に供した場合における特別償却限度額は、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額とすることとされています(措法42の5⑥)。すなわち、エネルギー需給構造改革推進設備等については、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却(即時償却)ができることとされています。

(注2) 中小企業者等とは、租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。

(注3) 基準取得価額は、電気・ガス需要平準化設備及び配電多重化設備については取得価

額の50%、その他のエネルギー需給構造改革推進設備等については取得価額とされています。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています(措法68の10)。

2 改正の背景及び内容

(1) 改正の背景

我が国におけるエネルギーの供給については、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料がその8割以上を占めており、また、そのほとんどを海外に依存しています。一方で、近年、新興国の経済発展などを背景として、世界的にエネルギーの需要が増大しており、化石燃料の市場価格が乱高下するなど、エネルギー市場が不安定化しています。さらに、化石燃料の利用に伴って発生する温室効果ガスを削減することが重要な課題となっています。

こうした状況下において、エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない非化石エネルギー資源の導入を一層進めることが必要であるとされていることから、この非化石エネルギー資源の利用を拡大することによって、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図ること等を内容とする「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が第171回通常国会に提出され、平成21年7月1日に成立し、同年7月8日に平成21年法律第70号として公布されています。なお、この改正によって、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」の法律名が「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改称され、改正後の法律は公布

日以後2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

このようなエネルギー施策に関する法律の改正を背景として、本制度においても、支援対象とすべき対象設備等の範囲等について、見直しが行われました。

(2) 改正の内容

① エネルギー需給構造改革推進設備等の範囲等の見直し

イ エネルギー需給構造改革推進設備等の範囲について、石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を化石燃料以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産とする見直しが行われました（措法42の5①二、措令27の5⑤、旧措令27の5⑥）。連結納税制度の場合についても同様です。

(注) 化石燃料とは、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第2条第1号に規定する化石燃料をいい、具体的には、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料であって経済産業省令で定めるものをいうこととされており、この経済産業省令については、今後公布される予定です。

また、化石燃料以外のエネルギー資源とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、アルコール及びエネルギー源として利用することができる廃棄物をいいます（措令27の5⑤）。

(参考) 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年法律第71号）〔石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第70号）第1条の規定による改正後〕（定義）

第2条 この法律において「非化石エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

一 化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天

然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料（その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む。）であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の物であつて、燃焼の用に供されるもの

二～四 省 略

ロ エネルギー需給構造改革推進設備のうちその他の石油代替エネルギー利用設備等について、次のとおり見直しが行われました（平22.3.31財務省告示105）。連結納税制度の場合についても同様です。

〈除外：14設備〉

- i 地方ガス天然ガス化設備（4設備）
 - ・ 天然ガス出荷導管
 - ・ 天然ガス受入導管
 - ・ 液化天然ガス貯蔵装置
 - ・ 熱量変更設備
- ii 多品種受入型液化天然ガス貯蔵装置
- iii 天然ガス利用設備（2設備）
 - ・ 天然ガス利用工業炉
 - ・ 天然ガス利用ボイラー
- iv 天然ガスフォークリフト
- v 廃棄物熱利用設備
- vi 天然ガス自動車
- vii 天然ガス自動車用燃料供給設備
- viii 燃料電池自動車
- ix 燃料電池自動車用燃料供給設備
- x 燃料電池設備

〈縮減：1設備〉

- ・ 電気自動車
電動機の回転子に永久磁石を用いるものに限定されました。

② 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直しに伴う所要の改正

前述の「一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(3)のとおり、今回の法人税法の改正によって、連結子法人は、合併

による解散及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、解散しても連結納税から離脱しないこととされました。

この法人税法の改正に伴い、連結納税制度における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました（措法68の10⑨）。

3 適用関係

(1) 上記2(2)①イの改正は、法人が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第70号）の施行の日以後に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が同日前に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例によることとされています（改正法附則75）。連結納税制度

の場合についても同様です（改正法附則105①）。
(2) 上記2(2)①ロの改正は、法人が平成22年4月1日以後に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が同日前に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例によることとされています（平22.3.31財務省告示105前文）。連結納税制度の場合についても同様です。

(3) 上記2(2)②の改正は、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則105②）。

三 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者等が、平成10年6月1日から平成22年3月31日までの期間内に、特定機械装置等の取得又は製作をして事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却と基準取得価額の7%の税額控除との選択適用を行うことができるというものです（措法42の6①②）。ただし、中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円超の法人については、特別償却のみを行うことができるとされています。

また、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができることとされています（措法42の6②～④）。

（注1） 中小企業者等とは、租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。

（注2） 特定機械装置等の範囲は、次のとおりです。

なお、（ ）内は、基準取得価額を示しています。

- ① 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの（取得価額）
- ② 事務処理の能率化等に資する電子計算機及びデジタル複合機で、1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（取得価額）
- ③ 次のソフトウェア以外のソフトウェアで、一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの（取得価額）
 - ・ 複写して販売するための原本
 - ・ 開発研究用に使用されるもの
 - ・ サーバー用のOS（オペレーティングシステム）
 - ・ データベース管理ソフトウェア
 - ・ 連携ソフトウェア
 - ・ ファイアウォールソフトウェア
- ④ 貨物の運送の用に供される車両総重量が3.5トン以上の普通自動車（取得価額）

- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶（取得価額×75%）

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の11）。

2 改正の内容

(1) 対象となるソフトウェアの見直し

後述の「五 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の2のとおり、情報基盤強化税制が廃止され、中小企業者については、後述の「四 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除」の2(1)①の事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除に、「中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置」が追加されました。

この措置における対象資産は、廃止前の情報基盤強化税制における対象資産が拡充されたものであることから、この拡充に伴い、本制度の対象から除外されるソフトウェアについて、次の①のサーバー用の仮想化ソフトウェアが追加されるとともに、次の②のとおり、ファイアウォールソフトウェアを不正アクセス防御ソフトウェアとする見直しが行われました（措規20の2の2③二・五）。連結納税制度の場合についても同様です。

これらのソフトウェアの具体的な内容は、次のとおりです。

① サーバー用の仮想化ソフトウェア

二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによる一のサーバー用の電子計算機に対する指令を制御し、その指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウェアをいいます。なお、このサーバー用の電子計算機は、その電子計算機の記憶装置にその二以上のサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限ることとされています。

② 不正アクセス防御ソフトウェア

不正アクセスを防御するために、あらかじめ

め設定された次の通信プロトコルの区分に応じそれぞれ次の機能を有するソフトウェアであって、インターネットに対応するものをいいます。

イ 通信路を設定するための通信プロトコル
その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能

ロ 通信方法を定めるための通信プロトコル
その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、又は通過させる機能

ハ アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル
その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能

(2) 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直しに伴う所要の改正

前述の「二 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の2(2)②と同様に、連結納税制度における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました（措法68の11⑦）。

(3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法42の6①、措規20の2⑤⑥）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の11①、措規22の24①②）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、法人が平成22年4月1日以後に取得又は製作をするソフトウェアについて適用し、法人が同日前に取得又は製作をしたソフトウェアについては、なお従前の例によることとされています（改正措規附則12）。連結納税制度の場合についても同様です。

(2) 上記2(2)の改正は、平成22年10月1日以後に

解散が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合にお

ける連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則106）。

四 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除〔事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除〕（中小企業等基盤強化税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置で構成されています。

(1) 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除

この措置は、青色申告書を提出する法人で特定中小企業者等に該当するものが、昭和62年4月1日から平成23年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、事業基盤強化設備の取得又は製作をして事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却と基準取得価額の7%の税額控除との選択適用を行うことができるというものです（措法42の7①②）。ただし、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者である中小企業者等のうち資

本金の額等が3,000万円超の法人及び特定旅館業を営む大規模法人については、特別償却のみを行うことができることとされています。

また、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができることとされています（措法42の7②～④）。

(注1) 特定中小企業者等とは、次の表の(1)から(7)までの法人をいい、事業基盤強化設備とは、これらの法人ごとに定められた同表の(1)から(7)までの設備をいいます。

(注2) 基準取得価額は、大規模法人が取得又は製作をする特定旅館業用の事業基盤強化設備については取得価額の35%、その他の事業基盤強化設備については取得価額とされています。

特定中小企業者等及び事業基盤強化設備の範囲

	特定中小企業者等	事業基盤強化設備
(1)	特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者（措法42の4⑥の中小企業者等に限ります。）	経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置
(2)	卸売業又は小売業を営む措法42の4⑥の中小企業者	機械及び装置並びに器具及び備品
(3)	飲食店業を営む措法42の4⑥の中小企業者で、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の振興計画について認定を受けた生活衛生同業組合等の組合員であるもの	振興計画に定める振興事業の実施に係る器具及び備品
(4)	特定のサービス業を営む法人	
	措法42の4⑥の中小企業者 措法42の4⑥の中小企業者以外のもの（特定旅館業を営む大規模法人）	機械及び装置並びに器具及び備品 特定旅館業の基盤の強化に寄与するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品
(5)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う同法の中小企業者	承認経営革新計画に定める機械及び装置
(6)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の認定計画に従って地域産業資源活用事業を行う同法の中小企業者	認定計画に定める機械及び装置
(7)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う同法の中小企業者	認定農商工等連携事業計画に定める機械及び装置

（注） 事業基盤強化設備は、1台又は1基の取得価額が、機械及び装置については280万円以上のもの、器具及び備品については120万円以上のものとなります。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の12）。

(2) 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除

この措置は、青色申告書を提出する中小企業者等の平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において、その事業年度の労務費の額のうち教育訓練費の額の占める割合（教育訓練費割合）が0.15%以上である場合には、その教育訓練費の額に教育訓練費割合に応じた税額控除割合（8%～12%）を乗じた金額の税額控除を行うことができるというものです（措法42の7⑤）。

また、この場合の特別控除税額は、上記(1)の事業基盤強化設備を取得した場合の税額控除と合わせて、当期の法人税額の20%を限度とする

こととされています（措法42の7⑤）。

なお、連結納税制度の場合についてもほぼ同様の措置が講じられていますが、特別控除税額は、グループ全体で計算することとされています（措法68の12⑤）。

2 改正の内容

(1) 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除における対象となる措置の見直し等

① 中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置の追加

今回の改正においては、情報基盤強化税制（制度の概要については、後述の「五 情報基盤強化設備等」を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の1をご参照ください。）が、適用期限の到来をもって廃止され

ました。

しかしながら、中小企業については、不正アクセス・システム障害への対応を含めた情報化の進展がまだ必ずしも十分ではないと考えられている状況を踏まえ、引き続き国際標準に基づき高い安全性が確認されたソフトウェア等への投資を促進し、情報の共有・一元化を進めることによって、生産性の向上を図る観点から、上記1(1)の事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除における措置の1つとして、中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置が追加されました（措法42の7①②③⑤⑧、措令27の7②⑥、措規20の3⑥⑦）。

この措置の具体的な内容は、次のとおりです。

イ 適用対象法人

この措置の適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で、情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとされる製造業等の一定の事業を営む租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者に該当する法人です（措法42の7①五）。

一定の事業とは、製造業のほか、次の事業をいいます（措令27の7⑥、措規20の3⑥）。

- ・ 建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業

（注1） 小売業からサービス業までの事業については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を除きます。

（注2） 料理店業その他の飲食店業については、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事

業を除きます。

（注3） サービス業については、物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除きます。

ロ 適用対象資産

この措置の適用対象資産は、次のiからivまでの減価償却資産（以下「情報基盤強化設備等」といいます。）で、次のハの適用要件を満たすものです（措法42の7①五、措規20の3⑦）。

ただし、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（法令133）又は一括償却資産の損金算入（法令133の2）の適用を受けるものを除きます（措規20の3⑦）。

この適用対象資産については、廃止前の情報基盤強化税制における適用対象資産と比べ、サーバー用の仮想化ソフトウェアの追加（次のi(iii)）、ファイアウォールソフトウェア又はファイアウォール装置を不正アクセスソフトウェア又は不正アクセス防御装置とする見直し（次のiv）及び連携ソフトウェアのセキュリティに係る要件の見直し（次のiii）が行われています。

サーバー用の仮想化ソフトウェアの追加は、より生産性の向上を図る観点から、1台のサーバー用の電子計算機が2つ以上のサーバー用のオペレーティングシステムによる指令を同時に行うことができるようにすることで、サーバー用の電子計算機の有効活用を促進するために行われたものです。

ファイアウォールソフトウェア又はファイアウォール装置については、近年、ファイアウォールを通過した攻撃及びWebアプリケーションへの攻撃といった、より高度化・巧妙化する情報セキュリティ脅威に対応する観点から見直しが行われました。また、連携ソフトウェアについては、セキュリティに係る要件を現行の「独立行政法人情報処理推進機構により技術上の評価を受けたもの」から他の情報基盤強化設備等

と同様に、「国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたもの（以下「ISO/IEC 15408認証されたもの」といいます。）」とする見直しが行われました。

i 基本システム

次の減価償却資産をいいます。

(i) サーバー用のオペレーティングシステム

ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアのうち、ISO/IEC 15408認証されたものをいいます。

(注) ソフトウェアとは、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいい、複製して販売するための原本及び新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるものを除きます。

(ii) サーバー用の電子計算機

その電子計算機の記憶装置に上記(i)のサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限ることとされ、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含みます。

(iii) サーバー用の仮想化ソフトウェア

二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによる一のサーバー用の電子計算機に対する指令を制御し、その指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウェアのうち、ISO/IEC 15408認証されたものをいいます。なお、このサーバー用の電子計算機は、その電子計算機の記憶装置にその二以上のサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限ることとされています。

ii データベース管理ソフトウェア又はそのデータベース管理ソフトウェア及びそのデータベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア

データベース管理ソフトウェアとは、データベースの生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウェアであって、他のソフトウェアに対してその機能を提供するもののうち、ISO/IEC 15408認証されたものをいいます。

(注) データベースとは、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するものをいいます。

iii 連携ソフトウェア

情報処理システムから指令を受けて、その情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次の機能を有するもののうち、ISO/IEC 15408認証されたものをいいます。なお、この情報処理システムとは、情報処理の促進に関する法律第20条第1項第5号に規定する情報処理システムをいいます。

(i) 日本工業規格X0027に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格X4159に適合する言語を使用して記述された指令を受け、これを日本工業規格X5731-8に基づき認証する機能

(注) 日本工業規格とは、工業標準化法第17条第1項に規定する日本工業規格をいいます。

(ii) 上記(i)の指令を受けた旨を記録する機能

(iii) 指令を行うべき情報処理システムを特定する機能

(iv) その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、その情報処理システムが実行することができる内

容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適経路を選択する機能

iv 不正アクセス防御ソフトウェア又は不正アクセス防御装置

不正アクセス防御ソフトウェア又は不正アクセス防御装置のうち、ISO/IEC 15408認証されたもので、上記 i から iii までの減価償却資産のいずれかと同時に設置するものをいいます。

なお、不正アクセス防御ソフトウェアとは、不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された次の通信プロトコルの区分に応じそれぞれ次の機能（以下「不正アクセス防御機能」といいます。）を有するソフトウェアのうちインターネットに対応するものをいい、不正アクセス防御装置とは、不正アクセス防御機能を有するものうちインターネットに対応するものをいいます。

(i) 通信路を設定するための通信プロトコル

その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能

(ii) 通信方法を定めるための通信プロトコル

その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、又は通過させる機能

(iii) アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル

その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能

ハ 適用要件

この措置の適用を受けることができる情報基盤強化設備等は、指定期間内の事業年度において、取得又は製作をして事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額（適用対象投資額）が70万円以上である場合のその情報基盤強化設備等に限ることとされています（措法42の7①、措令

27の7②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の12①②③⑤⑧、措令39の42②⑥、措規22の25⑤⑥）。

② 特定旅館業を営む大規模法人に係る措置の除外

上記1(1)の事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除の対象となる措置から特定旅館業を営む大規模法人に係る措置が除外されました（措法42の7①四、措令27の7④⑤、旧措令27の7②⑭、平22.3.31国土交通省告示284）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の12①四、措令39の42④⑤、旧措令39の42②）。

③ 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直しに伴う所要の改正

前述の「二 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の2(2)②と同様に、上記1(1)の事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除の連結納税制度における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました（措法68の12⑨）。

(2) 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除における教育訓練費割合の見直し

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の制定に伴い、上記1(2)の中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除の教育訓練費割合の計算における労務費のうち法定福利費の範囲に、平成22年度における子ども手当の一部として支給される児童手当に係る拠出金を含めることとされました（措令27の7⑫五）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の42⑭五）。

（参考）平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）

（受給資格者における児童手当法の適用）

第20条 受給資格者のうち児童手当法第6条第1項に規定する受給資格者（同法第5条第1項の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額（同法第5条第1項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。）に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第18条（第4項を除く。）、第20条から第22条まで、第23条（第2項を除く。）、第24条から第25条まで及び第30条の規定を適用する。

2・3 省 略

3 適用関係

(1) 上記2(1)①の改正は、法人が平成22年4月1日以後に取得又は製作をする減価償却資産について適用することとされています（改正法附則76②）。連結納税制度の場合についても同様で

す（改正法附則107②）。

(2) 上記2(1)②の改正は、法人が平成22年4月1日以後に取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例によることとされています（改正法附則76①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則107①）。

(3) 上記2(1)③の改正は、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則107③）。

(4) 上記2(2)の改正は、法人が平成22年4月1日以後に支出する拠出金について適用し、法人が同日前に支出した拠出金については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則26）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則40）。

五 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（情報基盤強化税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間内に、法人の規模に応じ、一定額以上の情報基盤強化設備等の取得又は製作をして、事業の用に供した場合には、基準取得価額の50%の特別償却と基準取得価額の10%の税額控除との選択適用を行うことができるというものです（措法42の11①②）。

また、この場合の特別控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができることとされています（措法42の11②～④）。

（注1） 基準取得価額は、取得価額の70%とされています。

（注2） 法人の規模に応じた投資額の最低限度要件は、次のとおりです。

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人等及び協同組合等 70万円以上

② 資本金の額又は出資金の額が1億円超10億円以下の法人 3,000万円以上

③ 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人 1億円以上（200億円を限度）

（注3） 情報基盤強化設備等の範囲は、次のとおりです。

- ① 基本システム
 - イ サーバー用のOS（オペレーティングシステム）のうち、ISO/IEC 15408認証されたもの
 - ロ サーバー用の電子計算機（イのOSが書き込まれたもの）に限り、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含みます。）
- ② データベース管理ソフトウェア（ISO/IEC 15408認証されたもの）又はそのデータベース管理ソフトウェアとそのデータベースを構成する情報を加工する機能を有するアプリケーションソフトウェア
- ③ 連携ソフトウェア（独立行政法人情報処理推進機構により技術上の評価を受けたもの）に限り、
- ④ ファイアウォールソフトウェア（インターネットに対応するもの）又はファイアウォール装置（インターネットに対応するもの）のうち、ISO/IEC 15408認証されたもの（上記①から③までの設備のいずれかと同時に設置するもの）に限り、

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の15）。

2 改正の内容

本制度は、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の11、旧措令27の11、旧措規20の5の2）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の15、旧措令39の45）。

ただし、中小企業者については、前述の「**四** 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除」の2(1)①のとおり、中小企業等基盤強化税制のうち事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除における措置の1つとして、「中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置」が追加されています（措法42の7①五）。連結納税制度の場合についても同様です（措法68の12①五）。

3 適用関係

上記2の改正については、法人が平成22年4月1日前に取得又は製作をした情報基盤強化設備等をその営む事業の用に供した場合には、本制度に係る規定は、従来どおり適用できることとされています（改正法附則77）。なお、本制度の税額控除限度超過額の繰越控除の適用について、その繰越控除の適用を受ける事業年度において前述の「**四** 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除」の2(1)①の中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置における特別控除税額がある場合には、繰越控除税額の上限である法人税額の20%については、まずこの措置における特別控除税額に充てられ、その残額を繰越税額控除限度超過額に充てる経過措置が設けられています。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則110）。

六 その他の税額控除

1 改正の内容

次の(1)及び(2)の税額控除制度について、所要の改正が行われました。

(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例

前述の「**一** 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(2)及び(3)のとおり、今回の法人税法の改正においては、分割型分割を行った場合のみなし事業年度が廃止され、また、連結子法人は、合併による解散及び破産手続開始

の決定による解散の場合を除き、解散しても連結納税から離脱しないこととされました。

この改正に伴い、平成21年度又は平成22年度に生じた連結繰越税額控除限度超過額から控除される金額、これらの金額のうち各連結法人に帰せられる金額から控除される金額等の計算について、所要の改正が行われました（措法68の9の2④⑥、措令39の39の2）。

(2) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除及び沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

前述の「二 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の2(2)②と同様に、連結納税制度における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました（措法68の13⑤、68の14⑦）。

2 適用関係

(1) 上記1(1)の改正は、平成22年10月1日以後に解散又は破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割型分割又は解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則104）。

(2) 上記1(2)の改正は、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則108、109）。

第三 特別償却関係

一 特定設備等の特別償却

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、公害の防止等に資する特定設備等とその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の一定割合の特別償却を行うことができるというものです（措法43①）。指定期間は、設備ごとに告示で指定されています。

（注）取得価額は、公害防止用設備を中小企業者等以外の法人が取得等をした場合には、取得価額の75%となります。

対象となる特定設備等及び特別償却割合は、次のとおりです。

(1) 公害防止用設備 14%

(2) 船舶 16%（外航近代化船及び環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶については、18%）

（注）外航近代化船については、対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の適用を受ける法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶を除きます。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の16）。

2 改正の内容

上記1(1)の公害防止用設備について、次の見直しが行われました。

(1) 対象設備の見直し

① 対象設備の見直し

対象設備から揮発性有機化合物排出抑制設

備及び産業廃棄物処理用設備が除外されました（措令28②、旧措規20の6①、平22.3.31財務省告示106）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の46②、旧措規22の30①）。

② 対象設備の範囲の見直し

イ PCB汚染物等処理用設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）の規定に基づくPCB汚染物等の無害化処理に係る環境大臣の認定を受けた法人がその無害化処理に使用するものに限ることとされ、名称が「PCB汚染物等無害化処理用設備」に改められました（平22.3.31財務省告示106）。連結納税制度の場合についても同様です。

（注1） 無害化処理とは、廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいいます（廃掃法9の10①）。

（注2） PCB汚染物等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃掃法施行令」といいます。）第2条の4第5号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等、同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物又は同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいいます。

ロ 石綿含有廃棄物無害化処理用設備について、廃掃法の規定に基づく石綿含有廃棄物等の無害化処理に係る環境大臣の認定を受けた法人がその無害化処理に使用するものに限ることとされ、名称が「石綿含有廃棄物等無害化処理用設備」に改められました（平22.3.31財務省告示106）。連結納税制度の場合についても同様です。

（注） 石綿含有廃棄物等とは、廃掃法施行令第2条の4第5号へに規定する廃石綿等、同令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物又は同令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をい

ます。

現行では、石綿含有廃棄物等のうち石綿含有一般廃棄物について、その無害化処理に係る環境大臣の認定を受けた法人がその無害化処理に使用するものに限られていますが、今回の改正で、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物についても、これらの無害化処理に係る環境大臣の認定を受けた法人がその無害化処理に使用するものに限ることとされました。

（参考1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（一般廃棄物の無害化処理に係る特例）

第9条の10 石綿が含まれている一般廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一～三 省略

2～8 省略

（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）

第15条の4の4 石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2・3 省 略

(参考2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物）

第6条の24の2 法第9条の10第1項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理（同項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

（無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物）

第12条の12の14 法第15条の4の4第1項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

（申請の経由）

第12条の12の15 法第15条の4の4第1項の規定による認定の申請は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

（無害化処理の内容の基準）

第12条の12の16 法第15条の4の4第1項第1号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る処理が、第12条の12の

14の規定により環境大臣が定める産業廃棄物を、当該産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることが確実にであると認められるものであること。

二 当該申請に係る処理により、当該処理に係る産業廃棄物の迅速な無害化処理が確保されるものであること。

三 受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。

四 無害化処理の用に供する施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び第12条の2の2に規定する周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

五 その他第12条の12の14の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準）

第12条の12の17 法第15条の4の4第1項第2号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。

二 当該申請に係る無害化処理が確実に行われるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ 受け入れる産業廃棄物の性状の確認及び管理

ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理

三 第12条の6に規定する基準及び法第15条の4の4第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。

- 四 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第12条の7に規定する基準（当該施設に係るものに限る。）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- 五 次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。
- イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員
- ロ 申請者が個人である場合には、当該者
- 六 当該無害化処理に係る事業場（前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。）において当該無害化処理に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を有すること。
- 七 当該申請に係る無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 八 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 九 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。
- 十 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 十一 その他第12条の12の14の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。
- （無害化処理の用に供する施設の基準）
- 第12条の12の18 法第15条の4の4第1項第3号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 第12条第1号及び第3号から第7号までに規定する基準に適合していること。
- 二 当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第12条の2に規定する基準（当該施設に係るものに限る。）に適合していること。
- 三 法第15条の4の4第2項第5号の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。
- 四 その他第12条の12の14の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。
- （参考3）無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第98号）
- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第6条の24の2の環境大臣が定める一般廃棄物は、石綿含有一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物をいう。）とする。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
- 一 廃ポリ塩化ビフェニル等（令第2条の4第5号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）
- 二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものに限る。）

三 ポリ塩化ビフェニル処理物（令第2条の4第5号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）（前2号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限り。）

四 廃石綿等（令第2条の4第5号ヘに規定する廃石綿等をいう。）

五 石綿含有産業廃棄物（令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。）

(2) 適用期限の延長

PCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有

廃棄物等無害化処理用設備の適用期限が、平成23年3月31日まで1年延長されました（平22.3.31財務省告示106）。連結納税制度の場合についても同様です。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が平成22年4月1日以後に取得等をする公害防止用設備について適用し、法人が同日前に取得等をした公害防止用設備については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則29①、改正措規附則13①、改正告示前文）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則43①、改正措規附則19①）。

二 地震防災対策用資産の特別償却

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置で構成されています。

(1) 地震防災対策用資産に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要がある一定のものが、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域等内において、地震防災対策用資産の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度においてその取得価額の20%の特別償却を行うことができるというものです（措法44①表一）。

(注1) 対象となる法人は、大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う法人に限られ、具体的には、百貨店、ホテル等の不特定多数の者が出入りする施設や、危険物、火薬類の製造所等及び一般旅客運送事業等の管理又は運営を行う法人とされています。

(注2) 対象となる区域は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により地震防災

対策強化地域として指定された区域、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された区域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された区域とされています。

(注3) 地震防災対策用資産とは、次の減価償却資産をいいます。

- ・ 緊急地震速報受信装置
- ・ 緊急遮断装置（緊急地震速報受信装置と同時に設置するものに限り。）
- ・ 感震装置（緊急地震速報受信装置及び緊急遮断装置と同時に設置するものに限り。）

(2) 耐震改修工事に伴う特定建築物に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震診断により耐震改修が必要とされた特定建築物を有するものが、平成18年4月1日から平成22年3

月31日までの間に、その特定建築物について同法の計画の認定を受けた計画に基づき耐震改修工事を行い事業の用に供した場合には、その耐震改修工事の施行に伴って取得又は建設をする特定建築物の部分の取得価額の10%の特別償却を行うことができるというものです（措法44①表二）。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)及び(2)と同様の措置が講じられています（措法68の19）。

2 改正の内容

上記1(2)の耐震改修工事に伴う特定建築物に係

三 特定電気通信設備等の特別償却

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(3)までの措置で構成されています。

(1) 電気通信利便性充実設備に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者又は有線テレビジョン放送法第2条第4項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当するものが、平成15年4月1日から平成22年3月31日までの間に、電気通信利便性充実設備でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これを過疎地域等の条件不利地域においてその法人の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の5%の特別償却を行うことができるというものです（措法44の4①表一）。

(注) 電気通信利便性充実設備の範囲

- ・ 光伝送装置
- ・ 加入者系光ファイバケーブル

(2) 広帯域加入者網普及促進設備に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で電

る措置が、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法44①表二）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の19①表二）。

3 適用関係

上記2の改正は、法人が平成22年4月1日前に取得等をした減価償却資産については、なお従前の例によることとされています（改正法附則79①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則112①）。

気通信事業者又は有線放送電話に関する法律第5条に規定する有線放送電話業者に該当するものが、平成15年4月1日から平成22年3月31日までの間に、広帯域加入者網普及促進設備でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これを過疎地域等の条件不利地域においてその法人の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の10%の特別償却を行うことができるというものです（措法44の4①表二）。

(注) 広帯域加入者網普及促進設備の範囲

- ・ デジタル加入者回線多重化装置

(3) 高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で放送法第2条第3号の3に規定する一般放送事業者に該当する法人及び放送番組を制作する法人が、平成15年4月1日から平成22年3月31日までの間に、高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これをその法人の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を行うこと

ができるというものです（措法44の4①表三）。

ただし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備の取得等に係る特別償却割合は13%、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備の取得等に係る特別償却割合は10%となります。

（注1） 一般放送事業者に該当する法人は、テレビジョン放送を行うもののうち放送対象地域が全国、関東広域圏又は近畿広域圏である法人以外の法人に限られます。

（注2） 放送番組を制作する法人は、地域の振興に資する放送番組を制作する事業を的確に行う能力がある者として総務大臣が認定した法人に限られます。

（注3） 高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備の範囲

- ・ デジタル撮像装置
- ・ デジタル素材伝送装置
- ・ デジタル副調整設備
- ・ デジタル記録・再生装置

- ・ デジタル送出・伝送装置（一般放送事業者のみ）
- ・ デジタル送受信装置（一般放送事業者のみ）

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)から(3)までと同様の措置が講じられています（措法68の23）。

2 改正の内容

本制度は、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法44の4、旧措令28の7、平22.3.31総務省告示114）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の23、旧措令39の52）。

3 適用関係

上記2の改正は、法人が平成22年4月1日前に取得等をした特定電気通信設備等については、なお従前の例によることとされています（改正法附則79②）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則112②）。

四 資源再生化設備等の特別償却

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、平成8年4月1日から平成22年3月31日までの間に、資源再生化設備等でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の14%の特別償却を行うことができるというものです（措法44の6①）。

（注） 資源再生化設備等の範囲

- ・ 生物資源利用製品製造設備
- ・ 再生資源分別回収設備

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の25）。

2 改正の内容

本制度は、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法44の6、旧措令28の8、平22.3.31財務省告示107）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の25）。

3 適用関係

上記2の改正は、法人が平成22年4月1日前に取得等をした資源再生化設備等については、なお従前の例によることとされています（改正法附則79③）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則112③）。

五 特定地域における工業用機械等の特別償却

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、一定期間内に、特定の地域において製造の事業等の用に供する設備の新增設をする場合において、その新增設に係る機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備等（以下「工業用機械等」といいます。）の取得等をしたときは、その事業の用に供した初年度において取得価額の10%（建物等については、6%）の特別償却を行うことができるというものです（措法45①表一）。

対象設備は、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が2,000万円を超えるものに限られています。また、特別償却の対象となる取得価額は10億円で頭打ちとされています。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の27）。

2 改正の内容

過疎地域に係る措置について、次の見直しが行われました。

(1) 対象事業及び資産の見直し

本措置の対象となる事業について、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業（いわゆるコールセンター業務に係る事業）が追加されるとともに、ソフトウェア業が除外されました（措令28の9⑤二）。連結納税制度の場合についても同様です。

なお、コールセンター業務に係る事業とは、商品又は役務に関する情報の提供に係る次の業務で過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する方法により行うもの及びその業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業をいいます（措規20の16②）。

① 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若

しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

② 新商品の開発、販売計画の作成等に必要基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

また、コールセンター業務に係る事業の対象となる資産は、その事業の用に供する機械及び装置並びに工場用建物を除く建物及びその附属設備とされています（措令28の9⑦六）。連結納税制度の場合についても同様です。

(2) 対象地区の範囲の見直し

平成22年3月17日に公布され、同年4月1日から施行された過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）による過疎地域自立促進特別措置法の改正においては、過疎地域の要件の追加を行う等の見直しを行った上で法律の期限が平成28年3月31日まで6年延長されました。

この改正によって、(参考3)のとおり過疎地域の市町村が追加され、本措置の対象地区となる過疎地域の区域の範囲についても、同様にこれらの市町村が追加されています（措法45①表一口、措令28の9③、過疎地域自立促進特別措置法2、平22.4.1 総務省・農林水産省・国土交通省告示10）。連結納税制度の場合についても同様です。

(参考1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）〔過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）による改正後〕
(過疎地域)

第2条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が

政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（次号において「財政力指数」という。）で平成8年度から平成10年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.42以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口から当該市町村人口に係る昭和45年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「35年間人口減少率」という。）が0.3以上であること。

ロ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.24以上であること。

ハ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.19以上で

あること。

二 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成18年度から平成20年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.56以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口から当該市町村人口に係る昭和55年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成17年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「45年間人口減少率」という。）が0.33以上であること。

ロ 45年間人口減少率が0.28以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.29以上であること。

ハ 45年間人口減少率が0.28以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.14以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和55年の人口から当該市町村人口に係る平成17年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和55年の人口で除して得た数値が0.17以上であること。

2 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

（減価償却の特例）

第30条 過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

附 則

（この法律の失効）

第3条 この法律は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

（参考2）過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）

（情報通信技術利用事業）

第10条 法第30条の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とする。

一 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの

イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

二 前号の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

（参考3）過疎地域を区域とする市町村を公示する件（平成22年4月総務省・農林水産省・国土交通省告示第10号）

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき、過疎地域をその区域とする市町村を次のとおり公示する。

都道府県	郡市	町村
北海道	小樽市	森町 浦河町 新ひだか町 羅臼町 平内町 野辺地町 七戸町 大間町 三戸町
	茅部郡	
	浦河郡	
	日高郡	
	目梨郡	
	東津軽郡	
	上北郡	
	下北郡	
	三戸郡	
	宮古市	
青森県	釜石市	岩手町 大槌町 山田町 普代村 九戸村 洋野町
	岩手郡	
	上閉伊郡	
	下閉伊郡	
	九戸郡	
	能代市	
	湯沢市	
	仙北市	
	山本郡	
	仙北郡	
山形県	村山市	三種町 美郷町 遊佐町 下郷町 檜枝岐村 猪苗代町 会津坂下町 会津美里町 嬬恋村 東吾妻町 みなかみ町 東秩父村 長南町 大多喜町 大島町 朝日町 南越前町 市川三郷町
	鮎川郡	
福島県	耶麻郡	みながみ町 東秩父村 長南町 大多喜町 大島町 朝日町 南越前町 市川三郷町 長和町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	河沼郡	
	大沼郡	
	吾妻郡	
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
	夷隅郡	
	魚沼市	
群馬県	下新川郡	長和町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	南条郡	
	西八代郡	
	飯山市	
	小県郡	
	下高井郡	
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
埼玉県	下高井郡	長和町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
	夷隅郡	
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
東京都	魚沼市	長和町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	下新川郡	
	南条郡	
	西八代郡	
	飯山市	
	小県郡	
	下高井郡	
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
新潟県	下高井郡	長和町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
	夷隅郡	
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
富山県	下高井郡	長和町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
	夷隅郡	
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
福井県	下高井郡	長和町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
	夷隅郡	
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
山梨県	下高井郡	長和町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
	夷隅郡	
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
長野県	下高井郡	長和町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	
	夷隅郡	
	利根郡	
	秩父郡	
	南房総市	
	長生郡	

岐阜県	上水内郡	信濃町					
三重県	加茂郡	八百津町			福岡県	香美市	黒潮町
	尾鷲市					幡多郡	
京都府	鳥羽市					大牟田市	
	宮津市					鞍手郡	鞍手町
	相楽郡	和束町				田川郡	福智町
兵庫県	船井郡	京丹波町			佐賀県	筑上郡	築上町
	淡路市					杵島郡	白石町
	佐用郡	佐用町				藤津郡	太良町
奈良県	山辺郡	山添村			長崎県	松浦市	
和歌山県	新宮市					南島原市	
	伊都郡	かつらぎ町			熊本県	球磨郡	あさぎり町
	日高郡	由良町			大分県	佐伯市	
	東牟婁郡	那智勝浦町	太			白杵市	
		地町				杵築市	
		岩美町			鹿児島県	宇佐市	
鳥取県	岩美郡	三朝町				志布志市	
	東伯郡	大山町				奄美市	
	西伯郡	江府町				大島郡	与論町
	日野郡						
島根県	浜田市						
	江津市						
	雲南市	隠岐の島町					
岡山県	隠岐郡						
	真庭市	矢掛町					
	小田郡	奈義町					
	勝田郡						
広島県	三次市						
	安芸高田市						
香川県	東かがわ市	直島町					
	香川郡	琴平町	まんの				
	仲多度郡	う町					
愛媛県	宇和島市	愛南町					
	大洲市						
	南宇和郡						
高知県	須崎市						

(3) 適用期限の延長

本措置の適用期限が、平成23年3月31日まで1年延長されました（措令28の9①一口）。連結納税制度の場合についても同様です。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が平成22年4月1日以後に取得等をする減価償却資産について適用し、法人が同日前に取得等をしたソフトウェア業の用に供する減価償却資産については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則29②）。連結納税制度の場合についても同様です。

六 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の制度で構成されています。

(1) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却

この制度は、青色申告書を提出する法人が、昭和48年4月1日から平成23年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が50

%（雇用障害者数が20人以上である場合には、25%）以上である場合には、その事業年度終了の日において有する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに一定の車両及び運搬器具について、普通償却限度額の24%（工場用の建物及びその附属設備については、32%）の割増償却を行うことができるというものです（措法46の2①）。

なお、対象となる資産は、その事業年度又はその事業年度開始の前日5年以内に開始した各

事業年度において取得等をしたものに限りま

す。備等でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は製作をして事業の用に供した場合には、初年度において同表の基準取得価額に同表の特別償却割合を乗じた金額の特別償却を行うことができるというものです（措法46の2②）。

(2) 障害者対応設備等の特別償却

この制度は、青色申告書を提出する法人で次に掲げるものが、平成10年4月1日から平成22年3月31日までの間に、次の表の障害者対応設

対象法人	障害者対応設備等	基準取得価額	特別償却割合
鉄道事業者	障害者対応型エレベーター	取得価額	15%
軌道事業者	低床型路面電車	取得価額の40%	20%
バス事業者	リフト付きバス ノンステップバス	取得価額の40%	20%
航空運送事業者	障害者対応型航空機	取得価額の20%	20%

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)及び(2)と同様の制度が講じられています（措法68の31）。

2 改正の内容

(1) 障害者雇用割合の算定に係る計算式の見直し

平成20年12月26日に公布され、平成22年7月1日から施行された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）による障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます。）においては、短時間労働に対応した障害者雇用率制度の見直しとして、障害者の雇用義務の基礎となる労働者の数及び身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たり、短時間労働者を追加する等の改正が行われました。この算定に当たっては、短時間労働者は、その1人をもって0.5人の労働者とみなすこととされています（障害者雇用促進法43①～③⑧、障害者雇用促進法施行規則6）。

この改正を踏まえ、上記1(1)の障害者を雇用する場合の機械等の割増償却について、障害者雇用割合の算定に係る計算式の分母となる常時雇用する従業員の総数に障害者雇用促進法第43条第3項に規定する短時間労働者の数が、同計算式の分子となる雇用障害者の数に同項に規定

する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者の数が、それぞれ追加されました（措法46の2③二・三、措令29の2⑨⑩）。

この算定において、短時間労働者については、その数に2分の1を乗じた数で算定することとされています（措令29の2⑨⑩、措規20の18④）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の31③二・三、措令39の60⑧⑨、措規22の39④）。

(注) 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、その事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、30時間未満である常時雇用する労働者をいいます（障害者雇用促進法43③、障害者雇用促進法43③の規定に基づく厚生労働大臣の定める時間数）。

(参考1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）[障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第2条の規定による改正後]

(一般事業主の雇用義務等)

第43条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係

の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第46条第1項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第54条第3項において同じ。）の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第54条第3項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3 第1項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たっては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者をいう。以下同じ。）は、その1人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

4～7 省 略

8 第1項及び前項の雇用する労働者の数並びに第2項の労働者の総数の算定に当たっては、短時間労働者は、その1人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

(参考2) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）

（法第43条第3項及び第8項、第44条第2項及び第3項並びに第45条の2第4項の厚生労働省令で定める数）

第6条 法第43条第3項及び第8項、第44条第2項及び第3項並びに第45条の2第4項の厚生労働省令で定める数は、0.5人とする。

(参考3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項の規定に基づく厚生労働大臣の定める時間数（平成6年3月労働省告示第12号）

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項の厚生労働大臣の定める時間数は、30時間とする。

(2) 障害者の範囲の見直し

上記1(1)の障害者を雇用する場合の機械等の割増償却における障害者の範囲には、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者が含まれていますが、この障害の範囲に肝臓の機能の障害が追加されました（措法46の2③一、措令29の2⑧三、所令10①三、身体障害者福祉法15④・別表五、身体障害者福祉法施行令36四）。連結納税制度の場合についても同様です。

なお、この改正は、身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第298号）における身体障害者福祉法施行令の一部改正により行われています。

(注) 身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令は、平成21年12月24日に公布され、平成22年4月1日から施行されています。

(参考4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

（身体障害者手帳）

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15

歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。

2・3 省略

4 都道府県知事は、第1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

5～10 省略

別表（第4条、第15条、第16条関係）

一～四 省略

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(参考5) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）〔身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第298

号）第1条の規定による改正後〕

（政令で定める障害）

第36条 法別表第5号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

一～三 省略

四 肝臓の機能

(3) 適用期限の延長

上記1(2)の障害者対応設備等の特別償却の適用期限が、平成23年3月31日まで1年延長されました（措法46の2②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の31②）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人の平成22年7月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則79④、改正措令附則29③）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則112④、改正措令附則43②）。

七 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、障害者自立支援法に規定する就労移行支援を行う事業所等（以下「障害者就労支援事業所」といいます。）に対して資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下「支援事業所取引金額」といいます。）がある場合で、その事業年度に支払った金額の合計額が前事業年度に支払った金額の合計額を超えるときは、その超える金額を限度として、その事業年度終了の日において有する減価

償却資産で事業の用に供されているもののうちその事業年度又はその事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において取得等をしたものについて、普通償却限度額の30%の割増償却を行うことができるというものです（措法46の3①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の32）。

2 改正の内容

(1) 障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における労働者の数の範囲の見直し

前述の「六 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等」の2(1)のとおり、障害者雇用促

進法の改正が行われ、この改正を踏まえ、障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における労働者の数に短時間労働者の数が追加されました。

この労働者の数の算定において、短時間労働者については、その数に2分の1を乗じた数で算定することとされています（措令29の2の2①五イ～ハ、措規20の18の2①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の61①五イ～ハ、措規22の39の2①）。

(2) 身体障害者の範囲の見直し

障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における身体障害者の範囲は、障害者雇用促進法における身体障害者の範囲と同じく、障害者のうち身体障害がある者であって一定の障害があるものとされていますが、この障害の範囲に肝臓の機能の障害が追加されました（措令29の2の2①五イ、障害者雇用促進法2二・別表五、障害者雇用促進法施行令27四）。連結納税制度の場合についても同様です（措令39の61①五イ、障害者雇用促進法2二・別表五、障害者雇用促進法施行令27四）。

なお、この改正は、身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第298号）における障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正により行われています。

(注) 身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令は、平成21年12月24日に公布され、平成22年4月1日から施行されています。

(参考1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

(用語の意義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 身体障害者 障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があ

るものをいう。

三～七 省略

別表 障害の範囲（第2条、第48条関係）

一～四 省略

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(参考2) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）〔身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第298号）第3条の規定による改正後〕

(法別表第5号の政令で定める障害)

第27条 法別表第5号の政令で定める障害は、次に掲げる障害とする。

一～三 省略

四 肝臓の機能の障害

(3) 現物分配が行われた場合の前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額の計算に係る所要の改正

前述の「第二 税額控除関係」の「一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(1)のとおり、今回の法人税法の改正において、現物分配が組織再編成の一形態として位置付けられたことを踏まえ、本制度では、現物分配が行われた場合の被現物分配法人に係る前事業年度等における支援事業所取引金額の計算について、所要の改正が行われました（措令29の2の2④⑤⑧、措規20の18の2⑨）。

なお、前事業年度等とは、本制度の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」といいます。）の前事業年度又は適用事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合のその前日を含む連結事業年度をいいます（措法46の3①）。

① 前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額の計算

本制度の適用を受ける法人が、被現物分配

法人に該当する場合の適用事業年度の前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額の計算については、合併、分割又は現物出資が行われた場合と同様の調整規定が設けられています（措令29の2の2④）。

具体的には、次のイ又はロの法人に該当する場合には、前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額は、それぞれの i 及び ii を合計した金額となります。

イ 適用年度において行われた現物分配に係る被現物分配法人

i 被現物分配法人の前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額

ii 被現物分配法人の前事業年度等に含まれる月のその現物分配に係る現物分配法人の月別支援事業所取引金額を合計した金額にその現物分配の日からその適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれをその適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 前事業年度等において行われた現物分配に係る被現物分配法人

i 被現物分配法人の前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額

ii 被現物分配法人の前事業年度等の開始の日からその現物分配の日の前日までの期間に含まれる月のその現物分配に係る現物分配法人の月別支援事業所取引金額を合計した金額

(注) 月別支援事業所取引金額とは、その現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の支援事業所取引金額の合計額をそれぞれの事業年度の月数で除して計算した金額を、その事業年度に含まれる月に係るものとみなしたものをいいます（措令29の2の2⑤）。なお、上記イ又はロにおける月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（措令29の2の2⑨）。

② 支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない場合の前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額の計算の特例

本制度の適用を受ける法人が、現物分配により支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない場合において、納税地の所轄税務署長にその現物分配により支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出をしたときは、その現物分配については、上記①イ又はロの計算を行う必要はありません（措令29の2の2⑧）。

(注) 支援事業所取引譲受資産とは、障害者就業支援事業所から譲り受けた資産をいいます。

ただし、その現物分配により支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない場合であっても、納税地の所轄税務署長にその現物分配により支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出をしていないときは、上記①イ又はロの計算を行う必要があります。

また、この届出は、現物分配の日以後2月以内に、その現物分配により支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨及び次の事項を記載した届出書により行わなければならないこととされています（措規20の18の2⑨）。

イ 届出をするその現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ロ その現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ハ その現物分配の年月日

ニ その他参考となるべき事項

なお、連結納税制度の場合についても、上記①及び②と同様の改正が行われています（措令39の61④⑤⑧⑨）。

(4) 適格事後設立制度の廃止及び分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止に伴う所要の改正

前述の「第二 税額控除関係」の「一 試験

研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(2)のとおり、今回の法人税法の改正において、適格事後設立制度及び分割型分割を行った場合のみなし事業年度が廃止されました。

この法人税法の改正に伴い、前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額の計算等について、所要の改正が行われています（措令29の2の2④～⑦）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の61④～⑦、措規22の39の2⑨）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、法人の平成22年7月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則29④）。なお、平成22年7月1日から同年12月31日までの期間内に、障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件に係る公共職業安定所長の証明を受ける場合には、短時間労働者を含めないこととされています。これは、この証明が取引日の前年末（前年の12月31日）において受けたものとされており、同期間内の短時間労働者を含めた証明が平成23年1月1日前に受けることができないことから

設けられたものです。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則43③）。

- (2) 上記2(3)及び(4)の改正は、法人の平成22年10月1日以後に行われる分割又は現物分配に係る支援事業所取引金額の合計額若しくは月別支援事業所取引金額又は移転支援事業所取引金額の合計額若しくは月別移転支援事業所取引金額について適用し、法人の同日前に行われた分割型分割、分社型分割又は事後設立に係る支援事業所取引金額の合計額若しくは月別支援事業所取引金額又は移転支援事業所取引金額の合計額若しくは月別移転支援事業所取引金額については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則29⑤）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則43④）。

なお、上記2(3)②の特例の適用を受けようとする法人の現物分配が平成22年10月1日から同日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までの間に行われたものである場合には、この特例の適用を受けようとするときの所轄税務署長に対する届出の期限は、平成22年10月1日以後最初に開始する事業年度開始の日以後6月以内とする経過措置が設けられています（改正措令附則29⑥、改正措規附則13②）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則43⑤、改正措規附則19②）。

八 優良賃貸住宅の割増償却〔高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却〕

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置で構成されています。

(1) 中心市街地優良賃貸住宅に係る措置

この措置は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成18年8月22日）から平成22年3月31

日までの間に、中心市街地優良賃貸住宅を取得し又は新築して賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その中心市街地優良賃貸住宅について、普通償却限度額の36%（耐用年数が35年以上のものについては、50%）の割増償却を行うことができるというものです（措法47①）。

（注）中心市街地優良賃貸住宅とは、中心市街地の活性化に関する法律の認定中心市街地の区

域内において同法の認定計画に基づき建築される賃貸住宅のうち、地方公共団体の補助を受けていること等の一定の要件を満たして新築された賃貸住宅をいいます。

(2) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置

この措置は、法人が高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日（平成13年8月5日）から平成23年3月31日までの間に、次の高齢者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その高齢者向け優良賃貸住宅について、次の割合による割増償却を行うことができるというものです（措法47③）。

① 高齢者の居住の安定確保に関する法律の認定支援施設のうち一定のものについての記載がある認定計画に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅…40%（耐用年数が35年以上であるもの 55%）

② 高齢者向け優良賃貸住宅で上記①に掲げるもの以外のもの…20%（耐用年数が35年以上であるもの 28%）

(注) 高齢者向け優良賃貸住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律の認定計画に基づき建築される賃貸住宅のうち、地方公共団体の補助を受けていること等の一定の要件を満たして新築された賃貸住宅をいいます。なお、高齢者向け優良賃貸住宅については、同法第36条第1項（目的外使用）の承認を受けた場合には、その承認を受けた日以後の期間（目的外使用期間）は適用対象期間から除かれます。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)及び(2)と同様の措置が講じられています（措法68の34）。

2 改正の内容

(1) 中心市街地優良賃貸住宅に係る措置の廃止

上記1(1)の中心市街地優良賃貸住宅に係る措置が、適用期限（平成22年3月31日）の到来を

もって廃止されました（旧措法47①②、旧措令29の4①③④、旧措規20の20②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の34①②、旧措令39の63①③④、旧措規22の41②）。

(2) 適格事後設立制度の廃止、分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止及び適格現物分配が行われた場合に係る所要の改正

前述の「第二 税額控除関係」の「一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(2)のとおり、今回の法人税法の改正では、適格事後設立制度及び分割型分割を行った場合のみなし事業年度が廃止されました。また、現物分配が適格組織再編成の一形態として位置付けられ、適格現物分配について他の適格組織再編成と同様に所要の措置が講じられています（この改正の趣旨及び内容の詳細については、前掲の「法人税法の改正」の「一 資本に係る取引等に係る税制」の1(2)、1(5)及び6(2)をご参照ください）。

この法人税法の改正に伴い、上記1(2)の高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置における適格合併等によって高齢者向け優良賃貸住宅の移転を受けた場合の供用日の引継ぎ等に関する措置について、適格事後設立により移転を受けた場合が除外されるとともに、適格現物分配により移転を受けた場合が追加されました（措法47②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の34②）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、法人が平成22年4月1日前に取得又は新築をした中心市街地優良賃貸住宅については、従来どおり適用できるとされています（改正法附則79⑤、改正措令附則29⑦）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則112⑤、改正措令附則43⑥）。

(2) 上記2(2)の改正は、法人が平成22年10月1日以後に行われる適格分割又は適格現物分配によ

り移転を受ける高齢者向け優良賃貸住宅について適用し、法人が同日前に行われた適格分割又は適格事後設立により移転を受けた高齢者向け優良賃貸住宅については、従来どおり適用でき

ることとされています（改正法附則79⑧⑨、改正措令附則29⑧、改正措規附則13③）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則112⑧⑨、改正措令附則43⑦、改正措規附則19③）。

九 その他の特別償却

1 改正の内容

前述の「八 優良賃貸住宅の割増償却」の2(2)のとおり、今回の法人税法の改正において、適格事後設立制度の廃止、分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止及び適格現物分配が行われた場合に係る改正が行われたことに伴い、次の(1)から(4)までの特別償却制度について、所要の改正が行われました。

(1) 特定再開発建築物等の割増償却

適格合併等によって特定再開発建築物等の移転を受けた場合の供用日の引継ぎ等に関する措置について、適格事後設立により移転を受けた場合が除外されるとともに、適格現物分配により移転を受けた場合が追加されました（措法47の2②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の35②）。

(2) 倉庫用建物等の割増償却

適格合併等によって倉庫用建物等の移転を受けた場合の供用日の引継ぎ等に関する措置について、適格事後設立により移転を受けた場合が除外されるとともに、適格現物分配により移転を受けた場合が追加されました（措法48②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の36②）。

(3) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

適格合併等によって移転を受けた特別償却対象資産につき特別償却不足額がある場合のその

特別償却対象資産に係る償却限度額の計算に関する規定について、所要の改正が行われました（措法52の2④⑤）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の40④⑤）。

(4) 準備金方式による特別償却

適格合併等によって移転を受けた特別償却対象資産につき特別償却準備金積立不足額がある場合のその特別償却対象資産に係る特別償却準備金の積立額の計算等に関する規定について、所要の改正が行われました（措法52の3、措規20の24）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の41、措規22の44）。

2 適用関係

(1) 上記1(1)の改正は、法人が平成22年10月1日以後に行われる適格分割又は適格現物分配により移転を受ける特定再開発建築物等について適用し、法人が同日前に行われた適格分割又は適格事後設立により移転を受けた特定再開発建築物等については、従来どおり適用できることとされています（改正法附則79⑩⑪）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則112⑩⑪）。

(2) 上記1(2)の改正は、法人が平成22年10月1日以後に行われる適格分割又は適格現物分配により移転を受ける倉庫用建物等について適用し、法人が同日前に行われた適格分割又は適格事後設立により移転を受けた倉庫用建物等については、従来どおり適用できることとされています

（改正法附則79⑫⑬）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則112⑫⑬）。

- (3) 上記1(3)の改正は、法人が平成22年10月1日以後に行われる適格分割又は適格現物分配により移転を受ける特別償却対象資産について適用し、法人が同日前に行われた適格分割又は適格事後設立により移転を受けた特別償却対象資産については、従来どおり適用できることとされています（改正法附則80）。連結納税制度の場

合についても同様です（改正法附則113）。

- (4) 上記1(4)の改正は、平成22年10月1日以後に分割又は現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則81）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則114）。

第四 準備金等関係

一 海外投資等損失準備金

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する内国法人が、昭和48年4月1日から平成22年3月31日までの期間（指定期間）内の日を含む各事業年度において、次の表の特定法人の株式等（以下「特定株式等」といいます。）の取得をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の価格の低

落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額にそれぞれ次の表の積立率を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理の方法により各特定法人別及びそれぞれの特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるというものです（措法55①）。

特定法人	特定株式等	積立率
(1) 資源開発事業法人	新增資資源株式等又は購入資源株式等	30%
(2) 資源開発投資法人	新增資資源株式等	30%
(3) 資源探鉱事業法人	新增資資源株式等又は購入資源株式等	100%
(4) 資源探鉱投資法人	新增資資源株式等	100%

この準備金は、積立て後5年間据え置いた後、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入することとされています。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の43）。

前：100%）に引き下げられました（措法55①表三・四、⑨）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の43①表三・四、⑧）。

2 改正の内容

(1) 積立割合の見直し

資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式等に係る準備金の積立率が、90%（改正

(2) 対象資源の見直し

資源開発事業等及び資源の探鉱等の事業の対象となる資源から石炭及び木材が除外されました（措法55②一、措令32の2①）。連結納税制

度の場合についても同様です。

(3) 適格事後設立制度の廃止、分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止、清算所得課税の廃止等に伴う所要の改正

今回の法人税法の改正においては、前述の「第二 税額控除関係」の「一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(2)及び(3)並びに「第三 特別償却関係」の「八 優良賃貸住宅の割増償却」の2(2)のとおり、次の改正が行われています（これらの改正の趣旨及び内容の詳細については、前掲の「法人税法の改正」の「一 資本に係る取引等に係る税制」の1(2)、1(5)、4及び6(2)をご参照ください。）。

- ・ 適格事後設立制度の廃止
- ・ 分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止
- ・ 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直し
- ・ 適格現物分配が適格組織再編成の一形態として位置付けられたことに対応した整備
- ・ 清算所得課税の廃止及び通常の所得課税への移行に伴う通常所得課税の整備

この法人税法の改正に伴い、次の①及び②の所要の改正が行われました。

- ① 適格合併等により準備金対象資産が移転する場合の益金算入規定の適用除外、期中積立金額の損金算入、準備金の金額の引継ぎ等に関する措置について所要の改正が行われました（措法55④⑨⑩⑫⑭～⑯、措令32の2⑰、措規21⑧⑨）。
- ② 連結納税制度の場合における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました（措法68の43⑤⑧）。

なお、連結納税制度の場合についても、上記①と同様の改正が行われています（措法68の43④⑧⑨⑫⑭～⑯）。

(4) 適用期限の延長

制度の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法55①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の43①）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)及び(2)の改正は、法人が平成22年4月1日以後に取得する特定株式等について適用し、法人が同日前に取得した特定株式等については、なお従前の例によることとされています（改正法附則82②③）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則115②③）。

(2) 上記2(3)①の改正は、平成22年10月1日以後に分割又は現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則82①④）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則115①④）。

(3) 上記2(3)②の改正は、平成22年10月1日以後に解散又は破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則115①④）。

二 保険会社等の異常危険準備金

1 改正前の制度の概要

この制度は、損害保険会社又は損害共済事業を

行う特定の協同組合等で青色申告書を提出するものが、特定の保険又は共済に係る異常損害損失の補てんに充てるため、保険又は共済の種類ごとに、

当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金に一定の積立率を乗じて計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるというものです（措法57の5①）。

この準備金は、異常災害損失が生じた場合、又

は積立後10年を経過した場合（期末残高が洗替保証限度額以下である場合を除きます。）に取り崩して益金の額に算入することとされています（措法57の5⑦）。

（注） 積立率等については、保険又は共済の種類ごとに、次の表のとおりとされています。

（単位：％）

保険又は共済の種類		積立率	洗替保証限度率	異常災害損失率	
保 険	船舶保険、航空保険	3	—	80	
	火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送保険	(4) 2	30	50	
共 済	火 災 共 済	農家火災共済	(4) 2	35 50	
		火災共済協同組合等の共済	(5) 2.5	(75) 60	
		消費生活協同組合等の共済	2.5	40	
	風 水 害 等 共 済	特殊風水害等共済	15 7.5	75	75
		建物更生共済	9		50
		自然災害共済	15		60
		その他風水害共済	9 4.5		75
共 済	生命共済付建物共済	8 4	75	75	
	森林災害共済	3	50	60	
	長期育林共済	6	55	55	

- （備考） 1. 火災保険等のかっこ書きは、平成8年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用されます（少額短期保険業者を除きます。）。
2. 農家火災共済のかっこ書きは、風水害付団体建物火災共済に適用されます。
3. 火災共済協同組合の積立率のかっこ書きは、平成5年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用されます。
4. 火災共済協同組合の洗替保証限度率及び異常災害損失率のかっこ書きは、再共済を行う協同組合連合会に適用されます。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の55）。

前：2.5％）に引き下げられました（措令33の5⑤二）。

2 改正の内容

(1) 火災共済に係る積立率の見直し

火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会が行う火災共済に係る積立率が、2％（改正

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の83⑤二）。

(2) 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の見直し

火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例について、次の見直しが行われました。

① 積立率の見直し

本特例における積立率が4%（改正前：5%）に引き下げられました（措令33の5^⑱）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の83^⑲）。

② 対象事業年度の見直し

本特例の対象となる事業年度から、火災保険等については事業年度終了の日における異常危険準備金の残高がその事業年度における正味収入保険料の30%を超える場合のその事業年度が、火災共済については同残高がその事業年度における正味収入共済掛金の60%（協同組合連合会が行う火災共済については、75%）を超える場合のその事業年度が、それぞれ除外されました（措令33の5^{⑲⑳}）。なお、この場合の事業年度終了の日における異常危険準備金の残高とは、その事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された異常危険準備金の金額をいい、その事業年度において異常危険準備金の積立額として損金の額に算入された金額は含まれません。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の83^{⑲⑳}）。

③ 適用期限の延長

本特例の適用期限が、平成25年3月31日まで3年延長されました（措令33の5^{⑲⑳}）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の83^{⑲⑳}）。

(3) 適格事後設立制度の廃止、分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止、清算所得課税の廃止等に伴う所要の改正

今回の法人税法の改正においては、前述の「一 海外投資等損失準備金」の2(3)のとおり、次の改正が行われています。

- ・ 適格事後設立制度の廃止

- ・ 分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止

- ・ 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直し

- ・ 清算所得課税の廃止及び通常の所得課税への移行に伴う通常所得課税の整備

さらに、同法では、連結納税への加入の場合のみなし事業年度の特例について、連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった他の内国法人のみなし事業年度の終了の日を、その加入日の前日の属する月次決算期間の末日とすることができる制度とする改正が行われています（この改正の趣旨及び内容の詳細については、前掲の「法人税法の改正」の「一 資本に係る取引等に係る税制」の1(2)、3(4)、4及び6(2)をご参照ください）。

この法人税法の改正に伴い、次の①から③までの所要の改正が行われました。

① 10年経過異常危険準備金の積立残高がある場合の益金算入における被合併法人等からの引継ぎ金額の加算、分割等により保険契約を移転する場合の異常危険準備金の期中積立金額の損金算入、異常危険準備金の金額の引継ぎ等に関する措置について、所要の改正が行われました（措法57の5^{⑦⑫⑬}、旧措法57の5^⑰、措令33の5^⑭、措規21の12^②）。

② 事業年度が1年に満たない場合の洗替保証限度額の算定における当年度保険料等の計算の特例について、所要の改正が行われました（措令33の5^⑮）。

③ 連結納税制度の場合における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました（措法68の55^{⑪⑬}）。

なお、連結納税制度の場合についても、上記①及び②と同様の改正が行われています（措法68の55^{⑦⑬⑭}、旧措法68の55^⑱、措令39の83^⑮、措規22の56^②）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)並びに(2)①及び②の改正は、法人の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則24）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則24）。
- (2) 上記2(3)①の改正は、平成22年10月1日以後に分割又は現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則82①、改正措令附則30③）。連結納税制度の場

- 合についても同様です（改正法附則115①、改正措令附則44③）。
- (3) 上記2(3)②の改正は、法人の平成22年10月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則30④）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則44④）。
- (4) 上記2(3)③の改正は、平成22年10月1日以後に解散又は破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則115①）。

三 中小企業等の貸倒引当金の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置で構成されています。

(1) 中小企業等の法定繰入率の適用に関する特例

この措置は、中小企業等（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人並びに保険業に規定する相互会社及び外国相互会社以外の法人をいいます。）が、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の適用を受ける場合には、法人税法の規定にかかわらず、一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に法定繰入率を乗じて計算した金額を限度として損金の額に算入することができるというものです（措法57の10①）。

(注) 法定繰入率とは、次の①から⑤までの事業の区分に応じた割合をいいます。

- | | |
|-------------------------------------|------|
| ① 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。） | 1.0% |
| ② 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。） | 0.8% |

- | | |
|--------------------------------------|------|
| ③ 金融及び保険業 | 0.3% |
| ④ 割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業 | 1.3% |
| ⑤ その他の事業 | 0.6% |

(2) 公益法人等又は協同組合等の割増率の適用に関する特例

この措置は、公益法人等又は協同組合等の平成10年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度における一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額については、通常の繰入限度額（上記(1)の中小企業等の法定繰入率の適用に関する特例を適用した場合を含みます。）の116%とすることができるというものです（措法57の10②）。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)及び(2)と同様の措置が講じられています（措法68の59①②）。

2 改正の内容

(1) 対象法人の見直し

今回の法人税法の改正においては、前述の「第一 法人税率の特例関係」の「中小企業者等の法人税率の特例」の2のとおり、中小特例の大法人の100%子法人に対する適用について見直しが行われ、各事業年度終了の時に大法人との間にその大法人による完全支配関係がある中小法人については、中小特例を適用しないこととされました。

この法人税法の改正と同様に、租税特別措置法においても、中小特例として講じられている本制度について改正が行われています。

具体的には、上記1(1)の中小企業等の法定繰入率の適用に関する特例の対象となる法人から大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人を除外することとし、この普通法人には本特例を適用しないこととされました（措法57の10①、法法66⑥二）。

(注1) 中小法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人をいいます。

(注2) 大法人とは、次の法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 相互会社又は外国相互会社

ハ 法人課税信託の受託法人

(注3) 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます。

(注4) 中小特例とは、法人税法においては、各事業年度の所得に対する法人税の税率（法法66）における軽減税率の適用措置及び特定同族会社の特別税率（法法67）における

適用除外措置をいいます。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の59①）。

(2) 適格分割等により移転する一括評価金銭債権の追加

今回の法人税法の改正においては、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合には期中において一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れを可能とする見直しが行われています（この改正の趣旨及び内容の詳細については、前掲の「法人税法の改正」の「一 資本に関する取引等に係る税制」の6(3)をご参照ください。）。

(注) 適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除きます。

この法人税法の改正を踏まえ、本制度の対象に適格分割等により分割承継法人等に移転する一括評価金銭債権について期中一括貸倒引当金勘定を設けた場合のその一括評価金銭債権が追加されました（措法57の10②③、措令33の9④）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の59②③、措令39の86③）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、法人の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則73）。連結納税制度の場合についても同様です。

(2) 上記2(2)の改正は、法人の平成22年10月1日以後に行う適格分割等について適用することとされています（改正法附則83）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則116）。

四 農業経営基盤強化準備金

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で認定農業生産法人等に該当するものが、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの期間内において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する交付金等の交付を受けた場合において、認定計画等の定めるところに従って農業経営基盤強化に要する費用に充てるため一定の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入することができるというものです（措法61の2①）。

この準備金については、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがあある場合には、その5年を経過した日を含む事業年度において、その経過した準備金の金額を益金の額に算入することとされています（措法61の2②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の64）。

2 改正の内容

(1) 対象法人の見直し

本制度の対象となる法人から特定農業団体及びこれに準ずる組織が除外されました（措法61の2①）。

(2) 対象となる交付金等の見直し

対象となる交付金等について、水田農業構造改革補助金が除外されるとともに、戸別所得補償制度実証事業交付金が追加されました（措規21の18の2①、旧農業経営基盤強化促進法施行規則25の2四、農業経営基盤強化促進法施行規則25の2四）。連結納税制度の場合についても同様です。

なお、この改正は、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令（平22.4.1農

林水産省令28号）により行われています。

（参考） 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）〔農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第28号）による改正後〕
（勸奨についての配慮）

第25条の2 法第26条第1項の認定団体は、同項の勸奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金又は補助金（以下この条において「交付金等」という。）の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金等を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金等を用いて農用地を取得し、若しくはその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産（以下この条において「特定農業用機械等」という。）を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農作業の委託が行われるよう配慮することができる。

一～三 省略

四 戸別所得補償制度実証事業交付金

五～七 省略

(3) 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直しに伴う所要の改正

今回の法人税法の改正においては、前述の「一 海外投資等損失準備金」の2(3)のとおり、連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直しが行われています。

この法人税法の改正に伴い、連結納税制度の場合における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました（措法68の64④）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、平成22年4月1日前に積み立てた農業経営基盤強化準備金の金額を有している法人（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第2項第1号ロに掲げるものに限り、）の同日以後に終了する事業年度分の法人税については、

なお従前の例によることとされています（改正法附則84①）。

- (2) 上記2(3)の改正は、平成22年10月1日以後に解散又は破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則117①）。

五 その他の準備金

1 改正の内容

次の(1)及び(2)の準備金制度について、所要の改正が行われました。

- (1) 適格事後設立制度の廃止、分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止、清算所得課税の廃止等に伴う所要の改正

次の準備金制度について、次の①から③までの改正が行われました。

- ・ 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5、措令32の3、措規21の4）
- ・ 特定災害防止準備金（措法55の6、55の7、措令32の4、措規21の5）
- ・ 新幹線鉄道大規模改修準備金（措法56、措令32の5、措規21の7）
- ・ 使用済燃料再処理準備金（措法57の3）
- ・ 原子力発電施設解体準備金（措法57の4）
- ・ 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金（措法57の6、措規21の13）
- ・ 特別修繕準備金（措法57の8、措令33の7、措規21の14）
- ・ 社会・地域貢献準備金（措法57の9）
- ・ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金（措法58、措令34、措規21の16）
- ・ 農用地等を取得した場合の課税の特例（措

法61の3、措令37の3）

- ① 適格事後設立制度の廃止及び分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止に伴い、適格合併等により準備金対象資産が移転する場合の益金算入規定の適用除外、期中積立金額の損金算入、準備金の金額の引継ぎ等に関する措置について所要の改正が行われました（措法55の5③⑦⑧、55の6⑤⑨⑩、55の7③⑦⑧、56⑤⑩⑪、57の6④⑧⑨、57の8⑤⑩⑪、58⑤⑨⑩、旧措法55の5⑭⑮、55の6⑯⑰、55の7⑭⑮、56⑰⑱、57の6⑮⑯、57の8⑰⑱、58⑭、措令32の4④、34⑭、旧措令34⑬、措規21の4、21の5⑨⑩、21の7、21の13、21の14⑤、21の16⑥）。
- ② 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直しが行われたことに伴い、連結納税制度の場合における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました（措法68の44④⑥、68の45⑥⑧、68の46④⑥、68の48⑦⑨、68の53④、68の54⑥、68の56⑦⑨、68の58⑦⑨、68の61⑥⑧、68の64④）。
- ③ その他清算所得課税の廃止等に伴い、所要の改正が行われました。
- なお、連結納税制度の場合についても、上記①及び③と同様の改正が行われています（措法

68の44、68の45、68の46、68の48、68の53、68の54、68の56、68の58、68の58の2、68の61、68の65、措令39の74、39の88、39の92、措規22の46、22の47、22の49、22の57、22の58、22の60)。

(2) 適用期限の延長

① 金属鉱業等鉱害防止準備金制度及び特定廃棄物最終処分場の維持管理積立金に係る特定災害防止準備金制度の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました(措法55の5①、55の7①)。

② 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の適用期限が、平成25年3月31日まで3年延長されました(措法58①②)。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています(措法68の44①、68の46①、68の61①②)。

2 適用関係

(1) 上記1(1)①の改正は、平成22年10月1日以後に分割又は現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています(改正法附則82①)。連結納税制度の場合についても同様です(改正法附則115①)。

(2) 上記1(1)②の改正は、平成22年10月1日以後に解散又は破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています(改正法附則115①)。

第五 土地税制関係

一 土地の譲渡等がある場合の特別税率

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、土地の譲渡等をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に対し、通常の法人税とは別に、5%の税率による追加課税を行うというものです(措法62の3)。

なお、株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地の譲渡益と認められるもの等についても、この追加課税の対象となります。この譲渡利益金額とは、土地等の譲渡収入から取得価額及びその譲渡のために直接又は間接に要した経費の額を控除した金額です。

ただし、法人が平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間にした土地の譲渡等については、本制度の適用が停止されています(措法62の3⑬)。

また、次の(1)から(3)までの土地等の譲渡については、本制度を適用しないこととされています。

(1) 棚卸資産に該当する土地等の譲渡

棚卸資産に該当する土地等の譲渡については、原則として、本制度を適用しないこととされています(措法62の3③、措令38の4⑩)。この棚卸資産に該当するものとしては、例えば、宅地建物取引業者が譲渡する建売住宅の敷地等ですが、取得後事業の用に供したことのある土地等については、本制度の適用対象となります(措令38の4⑨)。

(2) 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡

法人が、平成4年1月1日から平成25年12月31日までの間にその有する土地等の譲渡をした場合において、その土地等の譲渡が次の優良住宅地等のための譲渡に該当することにつき証明がされたときは、本制度を適用しないこととさ

れています（措法62の3④）。

(注) 本制度を適用しないこととなる土地等の譲渡の範囲は、前掲の「**租税特別措置法（所得税関係の住宅・土地税制）の改正**」の「**五 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正**」の適用対象となる土地等の譲渡の範囲と同様です。

① 国若しくは地方公共団体に対する土地等の譲渡又は地方道路公社等の国若しくは地方公共団体に準ずる法人に対する取用対償地に充てるための土地等の譲渡

② 宅地若しくは住宅の供給又は土地等の先行取得の業務を行うことを目的とする独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等に対する土地等の譲渡でその譲渡した土地等がその業務を行うために直接必要であると認められるもの

③ 資産の取用換地等による土地等の譲渡

(注) 取用換地等とは、土地取用法、都市計画法、都市再開発法その他の法律の規定による取用、買取り、換地処分、権利変換、交換、買収又は消滅をいいます。

④ 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の用に供するためにその施行者に対して行う土地等の譲渡

⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の用に供するためにその施行者に対して行う土地等の譲渡

⑥ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するために認定事業者に対して行う土地等の譲渡

⑦ 都市再生特別措置法の認定計画に係る都市再生事業の用に供するためにその都市再生事業の認定事業者に対して行う土地等の譲渡

(注) 建築面積が1,500㎡以上の建築物の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が1ha以上であること等の一定の要件を満たす都市再生事業に限ります。

⑧ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る都市再生整備事業の用に供するためにその都市再生整備事業の認定整備事業者に対して行う土地等の譲渡

(注) 建築面積が1,500㎡以上の建築物の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が0.5ha以上であること等の一定の要件を満たす認定整備事業に限ります。

⑨ 次のマンション建替事業の用に供するためにそのマンション建替事業の施行者に対して行う土地等の譲渡

イ マンションの建替えの円滑化等に関する法律による売渡請求、買取請求又は権利変換を希望しない旨の申出に基づくマンション建替事業

ロ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行再建マンションの延べ面積が同法の施行マンションの延べ面積以上であること等の一定の要件を満たすマンション建替事業

(注) ロのマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡は、隣接施行敷地に係る土地等の譲渡に限られます。

⑩ 建築面積150㎡以上の建築物の建築事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

(注) 施行地区の面積が500㎡以上であること等の一定の要件を満たす建築事業に限ります。

⑪ 既成市街地等内において行われる特定の民間再開発事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

(注) 特定の民間再開発事業とは、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の要件を満たす事業をいいます。

⑫ 都市計画法の開発許可又は土地区画整理事業の認可を受けて、1,000㎡以上の一団の宅地の造成が行われる一定の宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

⑬ 都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の

用に供される一団の宅地の造成が行われる一定の住宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

⑭ 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において、優良宅地の認定を受けた住宅建設の用に供される1,000㎡以上の一団の宅地の造成が行われる一定の住宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

⑮ 都市計画区域内において優良住宅の認定を受けた25戸以上の一団の住宅又は15戸以上若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅の建設が行われる一定の住宅建設事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

⑯ 住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人に対する仮換地の指定がされた土地等の譲渡のうち、その譲渡がその指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に行われるもので、一定の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供するために行う土地等の譲渡

(3) 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等の譲渡

法人が、平成4年1月1日から平成25年12月31日までの間にその有する土地等の譲渡をした場合において、その土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときは、上記(2)と同様に、本制度を適用しないこととされています（措法62の3⑤）。

この確定優良住宅地等予定地のための譲渡とは、その譲渡の日から一定期間（予定期間）内に上記(2)⑫から⑯までの土地等の譲渡に該当することが確実であると認められることにつき証明がされた譲渡をいいます。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の68）。

2 改正の内容

(1) 適用除外となる優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡の範囲の見直し

本制度を適用しないこととなる上記1(2)②の優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡のうち宅地若しくは住宅の供給又は土地等の先行取得の業務を行うことを目的とする独立行政法人都市再生機構等に対する土地等の譲渡から独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました（措令38の4⑫一）。連結納税制度の場合についても同様です。

(2) 適格事後設立制度の廃止、適格現物分配が行われた場合等に係る所要の改正

今回の法人税法の改正においては、前述の「第二 税額控除関係」の「一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(2)及び(3)並びに「第三 特別償却関係」の「八 優良賃貸住宅の割増償却」の2(2)のとおり、次の改正が行われています。

- ・ 適格事後設立制度の廃止
- ・ 適格現物分配が適格組織再編成の一形態としての位置付けられたことに対応した整備
- ・ 清算所得課税の廃止及び通常の所得課税への移行に伴う通常所得課税の整備

この法人税法の改正に伴い、次の①及び②の改正が行われました。

- ① 土地の譲渡等の範囲から除かれる行為について、適格事後設立による土地等の移転が除外されるとともに、適格現物分配による土地等の移転が追加されました（措法62の3②③）。連結納税制度の場合についても同様です。
- ② 清算中の法人の残余財産のうち土地等がある場合における譲渡利益金額の算定の基礎となる収益の額及び原価の額の計算等について、所要の改正が行われました（措法62の3①⑧⑨、措令38の4③⑤③⑦③⑧④③、旧措令38の4④④）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の68⑧⑨、措令39の97②④⑬）。

二 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に対し、通常の法人税とは別に、10%の税率による追加課税を行うというものです（措法63）。

この短期所有に係る土地の譲渡等とは、土地の譲渡等のうち、その法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年以下であるものの譲渡その他これに準ずるものをいいます。

なお、株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地の譲渡益と認められるもの等についても、この追加課税の対象となります。この譲渡利益金額とは、譲渡収入から取得価額及びその譲渡のために直接又は間接に要した経費の額を控除した金額です。

ただし、土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3）と同様に、法人が、平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、本制度の適用が停止されています（措法63⑦）。

また、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、次の土地等の譲渡に該当することにつき証明がされたものについては、本制度を適用しないこととされています（措法63③）。

- (1) 国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡
- (2) 宅地若しくは住宅の供給又は土地等の先行取得の業務を行うことを目的とする独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等に対する土地等の譲渡でその譲渡した土地等がその業務を行う

3 適用関係

本制度は、適用停止中であることから、特段の経過措置は設けられていません。連結納税制度の場合についても同様です。

ために直接必要であると認められるもの

- (注) 公益社団法人又は公益財団法人に対する土地等の譲渡に係る土地等の面積が1,000㎡以上である場合には、譲渡に係る対価の額が適正なものに限ります。

- (3) 資産の取用換地等による土地等の譲渡

(注1) 取用換地等とは、土地取用法、都市計画法、都市再開発法その他の法律の規定による取用、買取り、換地処分、権利変換、交換、買取又は消滅をいいます。

(注2) 独立行政法人都市再生機構等に対する土地等の譲渡に係る土地等の面積が1,000㎡以上である場合には、譲渡に係る対価の額が適正なものに限ります。

- (4) 都市計画区域内において都市計画法の開発許可を受けた法人が造成した1,000㎡以上の一団の宅地のその法人による譲渡で、次の要件に該当するもの

- ① その譲渡に係る対価の額が適正であること
- ② その開発許可の内容に適合していること
- ③ その譲渡が公募の方法により行われたものであること

(注) 宅地建物取引業者等に対する一定の譲渡については、①及び②の要件に該当するものとされています。

- (5) 都市計画区域内において都市計画法の開発許可を要しない場合において、法人が造成した1,000㎡以上の一団の宅地のその法人による譲渡で、次の要件に該当するもの

- ① 認定を受けた優良宅地の造成であること
- ② その譲渡に係る対価の額が適正であること
- ③ その譲渡が公募の方法により行われたもの

であること

(注) 宅地建物取引業者等に対する一定の譲渡については、①及び②の要件に該当するものとされています。

(6) 優良住宅の認定を受けた新築住宅の敷地の用に供された1,000㎡以上の一団の宅地のその法人による譲渡で、次の要件に該当するもの

- ① その譲渡に係る対価の額が適正であること
- ② その譲渡が公募の方法により行われたものであること

(7) 法人が優良宅地の認定を受けて造成した一団の宅地又は優良住宅の認定を受けて新築した住宅の敷地の用に供した一団の宅地のその法人による譲渡

(注) その土地等の譲渡に係る土地等の面積が1,000㎡未満のものに限ります。

(8) 宅地建物取引業者である法人が個人から取得した居住用の家屋及びその敷地のその法人による取得後6月内の譲渡のうち、その譲渡収益が売買の代理報酬相当額を超えないもの

(9) 不動産特定共同事業者である法人による不動産特定共同事業契約の事業参加者から取得した土地等の譲渡のうち、その譲渡収益が売買の代理報酬相当額を超えないこと等の要件を満たすもの

(10) 土地等の贈与による譲渡で寄附に該当するもの

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の69）。

2 改正の内容

(1) 適用除外となる土地等の譲渡の範囲の見直し

本制度を適用しないこととなる上記1(2)の宅地若しくは住宅の供給又は土地等の先行取得の業務を行うことを目的とする独立行政法人都市再生機構等に対する土地等の譲渡から独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました（措令38の5⑥一）。連結納税制度の場合についても同様です。

(2) 適格事後設立制度の廃止、適格現物分配が行われた場合等に係る所要の改正

短期所有に係る土地の譲渡等の範囲等について、適格事後設立制度の廃止、適格現物分配が行われた場合に係る措置等の法人税法の改正に伴う所要の改正が行われました（措法63①、措令38の5①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の98①）。

3 適用関係

本制度は、適用停止中であることから、特段の経過措置は設けられていません。連結納税制度の場合についても同様です。

三 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（1,500万円特別控除）

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人の有する土地等が、特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合に該当することとなった場合については、一定の要件の下で、その譲渡益の額のうち年1,500万円までは、その譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるというものです（措法65の4）。

この特別控除の適用対象となる「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次の場合をいいます（措法65の4①）。

- (1) 地方公共団体等が行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等が買い取られる場合
- (2) 収用の対償地に充てるために土地等が買い取られる場合
- (3) 平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、特定の民間宅地造成事業等のために土

地等が買い取られる場合

- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項の買取り協議に基づき地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
- (5) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が特定空港の設置者に同法第9条第2項の規定に基づき買い取られる場合
- (6) 地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等が買い取られる場合
- (7) 地方公共団体又は沿道整備推進機構が沿道整備道路の沿道の整備のために行う一定の事業の用に供するために沿道地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (8) 地方公共団体又は防災街区整備推進機構が防災街区としての整備のために行う一定の事業の用に供するために特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (9) 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が認定中心市街地の整備のために行う一定の事業の用に供するために認定中心市街地の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (10) 地方公共団体又は景観整備機構が景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために景観計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (11) 地方公共団体又は都市再生整備推進法人が行う都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために都市再生整備計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (12) 地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人が行う認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために当該認定重点区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (13) 地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の

出資に係る一定の法人が国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等が買い取られる場合

- (14) 次の事業の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人等に買い取られる次の場合
 - ① 商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく一定の商店街活性化事業又は同法に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく一定の商店街活性化支援事業の用に供するために一般社団法人等に土地等が買い取られる場合
 - ② 中心市街地活性化法に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく一定の中小小売商業高度化事業の用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
 - ③ 食品流通構造改善促進法による認定を受けた計画に基づく食品商業集積施設整備事業の用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
- (15) 農業協同組合が行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすもののために農地等が買い取られる場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業活性化資金の融資を受けて造成する商業団地で一定の要件を満たすものために土地等が買い取られる場合
- (16) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律による整備計画の認定を受けて行われる特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
- (17) 広域臨海環境整備センター法による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに土地等が買い取られる場合
- (18) 生産緑地地区内の土地が買取申出等に基づき地方公共団体等に買い取られる場合
- (19) 国土利用計画法による規制区域内の土地等が地方公共団体等に買い取られる場合

- (20) 国土利用計画法の土地利用基本計画に定められた学園都市計画等の地域の開発保全整備計画に係る事業のために地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
- (21) 土地区画整理促進区域等内の土地等が買取申出に基づき地方公共団体等に買い取られる場合又は一定の土地区画整理事業による公営住宅等の用地のため又は拠点整備土地区画整理事業による公益的施設の用地に充てるための保留地とするために換地を取得しないで換地処分により土地等を譲渡した場合
- (22) 土地区画整理事業の施行に伴い、一定の既存不適格建築物の敷地について換地を定めることが困難である場合に清算金を取得する場合
- (23) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事情により、その土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は売渡し請求若しくは買取り請求により買い取られたとき
- (24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による管理地区内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合
- (25) 都道府県立自然公園又は都道府県立自然環境保全地域の一定の特別地域又は特別地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合
- (26) 農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の買取り協議に基づき農用地区域内にある農用地が農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合

この「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」に該当することとなった土地等の譲渡の日を含む事業年度のうち同一の年に属する期間中に、その該当することとなった土地等のいずれかについて、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7から65の9まで）等の適用を受けた場合には、その該当することとなった土地等のいずれについても、本制度は適用されないこ

ととされています。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の75）。

2 改正の内容

(1) 適用対象の見直し

- ① 適用対象から上記1(6)の地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等が買い取られる場合が除外されました（旧措法65の4①六）。連結納税制度の場合についても同様です。
- ② 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行に伴い、上記1(25)の都道府県立自然公園の一定の特別地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合について、所要の改正が行われました（措法65の4①二十四）。連結納税制度の場合についても同様です。

(注) この改正の内容の詳細については、前掲の「租税特別措置法（所得税関係の住宅・土地税制）の改正」の「七 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の改正」の2(2)をご参照ください。

(2) 適格事後設立制度の廃止及び適格現物分配が行われた場合に係る所要の改正

今回の法人税法の改正においては、前述の「第二 税額控除関係」の「一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(2)及び「第三 特別償却関係」の「八 優良賃貸住宅の割増償却」の2(2)のとおり、適格事後設立制度の廃止及び適格現物分配が適格組織再編成の一形態としての位置付けられたことに対応した整備が行われています。

この法人税法の改正に伴い、本制度の適用除外措置について、所要の改正が行われました（措法65の4③四）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の75③四）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)①の改正は、法人が平成22年4月1日以前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則87②）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則118②）。
- (2) 上記2(1)②の改正は、法人が自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日（平成22年4月1日）以後に自然公園法の規定に基づく環境大臣の認定がされた土地の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に同法の規

定に基づく環境大臣の認定がされた土地の同日以前に行った譲渡に係る法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則87③）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則118③）。

- (3) 上記2(2)の改正は、平成22年10月1日以後に現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則87①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則118①）。

四 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、昭和45年4月1日から平成23年3月31日まで（次の(17)の長期所有土地等の買換えの場合には、平成10年1月1日から平成23年12月31日まで）の期間内に、その有する特定の地域内にある事業用の土地等、建物等及び日本船舶（以下「譲渡資産」といいます。）の譲渡をし、その譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度において、一定の要件に該当する土地等、建物等、機械装置及び日本船舶等（以下「買換資産」といいます。）の取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその買換資産を特定の地域内において事業の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その買換資産につき、譲渡益の額の80%（圧縮限度額）の範囲内で、その買換資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき等について、圧縮記帳を行うことができるというものです（措法65の7）。

また、特別勘定を設けた場合（措法65の8）や本制度の対象となる譲渡資産を交換した場合（措法65の9）についても、同様の措置が講じられています。

この制度における買換えの態様は、次のとおりです。

- (1) 所有期間10年超の建物等の既成市街地等の内から外への買換え
- (2) 大気汚染規制区域の内から外への、ばい煙発生施設の移転を伴う買換え
- (3) 騒音規制区域の内から外への、騒音発生施設の移転を伴う買換え
- (4) 水質汚濁規制水域等の内から外への、污水排出施設等の移転を伴う買換え
- (5) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への、農林業用資産の買換え
- (6) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え
- (7) 誘致区域（誘致度の非常に高い地域）の外から内への買換え
- (8) 農村地域及び誘致区域の外から農村地域工業等導入地区の内への買換え
- (9) 都市開発区域等（誘致度が誘致区域よりやや低い区域）及び誘致区域の外から都市開発区域等の内への買換え
- (10) 既成市街地等内及びこれに類する一定の区域（人口集中地区）内での土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う買換え
- (11) 市街化区域又は既成市街地等内の建物の高層化に伴う同一敷地上の権利の変換が行われる場合のその買換え

- (12) 既成市街地等又は都市計画の2号地区等内において行われる特定民間再開発事業（地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業）の実施に伴う土地、建物等の買換え
- (13) 都道府県知事が指定した特定整備区域内にある木造貸家住宅で地方公共団体等に譲渡されるものから中高層貸家住宅への買換え
- (14) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく協議、調停又はあっせんによる農業振興地域の農用地区域等内にある土地等の買換え
- (15) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に従って行われる土地等の買換え
- (16) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における一定の規模要件等を満たす同法の認定建替計画に従って行われる土地等の買換え
- (17) 国内にある土地等、建物又は構築物で、所有期間が10年を超えるものから国内にある土地等、建物、構築物若しくは機械装置又は鉄道事業用車両運搬具への買換え
- (18) その譲渡が内航海運業の構造改善に資することとなる内航海運業用の日本船舶から内航海運業用の日本船舶以外の国内にある減価償却資産への買換え
- (19) 内航海運業以外日本船舶から日本船舶への買換え
なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の78～68の80）。

五 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、独立行政法人都市再生機構の旧都市基盤整備公団から承継した業務のうち国土交通大臣の認可を受けた計画（以下「認可計画」といいます。）に係る業務が施行される場合において、

2 改正の内容

(1) 対象地域の範囲の見直し

前述の「第三 特別償却関係」の「五 特定地域における工業用機械等の特別償却」の2(2)のとおり、過疎地域自立促進特別措置法の改正によって、過疎地域の市町村が追加され、本制度の上記1(9)の都市開発区域等のうち過疎地域の範囲についても同様にこれらの市町村が追加されています（平22.4.1 総務省・農林水産省・国土交通省告示10）。連結納税制度の場合についても同様です。なお、過疎地域に追加された市町村については、「五 特定地域における工業用機械等の特別償却」の2(2)の（参考3）をご参照ください。

(2) 適格事後設立制度の廃止、分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止、適格現物分配が行われた場合等に係る所要の改正

法人税法の改正に伴い、買換資産が移転する場合の期中圧縮記帳の損金算入措置等について、所要の改正が行われました。連結納税制度の場合についても同様です。詳細については、後述の「六 その他の土地税制」の1をご参照ください。

3 適用関係

上記2(2)の改正に係る適用関係については、後述の「六 その他の土地税制」の2をご参照ください。

その認可計画の施行区域内の都市計画施設の用に供される土地等を有する法人が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に、認可計画に従って、その有する土地等と独立行政法人都市再生機構の認可計画の施行区域内にある事業用地との交換をしたときは、その交換により取得した用

地（以下「交換取得資産」といいます。）につき、その交換取得資産の取得価額からその交換により譲渡をした土地等（交換譲渡資産）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（圧縮限度額）の範囲内で、その交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき等について、圧縮記帳を行うことができるというものです（措法65の15）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の85の2）。

2 改正の内容

本制度については、適用期限（平成21年6月30日）の到来に伴い廃止されました（旧措法65の15、旧措令39の9の3、旧措規22の9の3）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の85の2、旧措令39の109の2、旧措規22の72の2）。

六 その他の土地税制

1 改正の内容

次の土地税制について、次の(1)から(4)までの改正が行われました。

- ・ 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法64）
- ・ 取用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法64の2）
- ・ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65）
- ・ 取用換地等の場合の所得の特別控除（措法65の2）
- ・ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の3）
- ・ 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（措法65の5の2）
- ・ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7～65の9）
- ・ 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例（措法65の10）
- ・ 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例（措法65の11・65の12）
- ・ 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例（措法65の13・65の14）
- ・ 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例（措法66）

- ・ 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例（措法66の2）

- (1) 適格事後設立制度及び分割型分割を行った場合のみなし事業年度が廃止され、また、適格現物分配が適格組織再編成の一形態として位置付けられたことに対応した整備が行われたことに伴い、土地税制における次の措置について所要の改正が行われました（措法64⑧⑩、64の2②～⑤⑧、65⑤⑥、65の3③、65の5の2④⑦、65の7⑨⑪⑬、65の8②～⑥⑧、65の10④⑥、65の11④⑥、65の12③～⑥⑨、65の13④⑥、65の14③～⑥⑨、66④⑥、66の2⑦⑨⑩⑬、措令39⑩、39の2⑨、39の7⑬⑭⑮、39の8⑥、39の9⑫⑱、39の9の2⑪、39の10④、旧措令39の7④、措規22の2⑤⑨～⑪、22の7⑩⑫⑬、22の8②、22の9②⑥～⑧、22の9の2③⑦～⑪、22の9の3③、22の9の4②）。

- ① 圧縮記帳対象資産が移転する場合の期中圧縮記帳の損金算入
- ② 期中特別勘定を設けた場合の損金算入
- ③ 特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額の引継ぎ
- ④ 移転した土地等の取得日の引継ぎ
- ⑤ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度における適用除外措置

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の70⑦⑨⑩、

68の71③～⑦⑨、68の72⑤⑥、68の74③、68の76の2④⑦、68の78④⑨⑪⑫⑮、68の79③～⑦⑨⑬⑮⑯、68の81④⑥、68の82④⑥、68の83④～⑦⑩、68の84④⑥、68の85④～⑦⑩、68の85の3④⑥、68の85の4⑦⑨⑩⑭、措令39の99⑫、39の100⑧、39の106⑫⑬⑭⑯、39の107⑥、39の108⑪⑲、39の109⑬、39の109の2⑤、旧措令39の106⑬、措規22の64④⑧～⑩、22の69⑧⑩⑪、22の70②、22の71②⑥～⑧、22の72③⑦～⑪、22の73③、22の73の2②）。

(2) 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消事由の見直しが行われたことに伴い、連結納税制度の場合における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました（措法68の71②三、68の79②三、68の83③三、68の85③三）。

(3) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う時価評価制度における時価評価の対象となる資産等について、支配日以後2月以内に連結グループから離脱する法人の保有する資産等が除外されています。この法人税法の改正に伴い、連結加入直前事業年度等において特別勘定を有している場合の益金算入措置の適用除外の範囲に、その法人の有する特別勘定の金額が追加されました（措令39⑫、39の7⑮、39の9⑲、39の9の2⑬）。

(4) その他清算所得課税の廃止等に伴い、所要の改正が行われました（措法64の2⑩、65④、65の8⑩、65の12⑪、65の14⑪）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様

の改正が行われています（措法68の71⑬三、68の79⑬三、68の83④三、68の85④三）。

2 適用関係

(1) 上記1(1)及び(4)の改正は、平成22年10月1日以後に分割若しくは現物分配が行われる場合又は同日以後に解散が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則87①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則118①）。

(2) 上記1(2)の改正は、平成22年10月1日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則118①）。

(3) 上記1(3)の改正は、法人が有している平成22年10月1日以後に法人税法施行令第14条の8第4号ロからニまでに掲げる特別勘定の金額に該当する特別勘定の金額について適用し、法人が有していた同日前に同令第14条の8第3号ロ又はハに掲げる特別勘定の金額に該当していた特別勘定の金額については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則33）。

第六 その他の特別措置関係

一 交際費等の損金不算入

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、その事業年度の

所得の金額の計算上、損金の額に算入しないというものです（措法61の4①）。

（注1） 清算中の各事業年度については、本制度の対象となる事業年度から除かれます。

（注2） 1人当たり5,000円以下の一定の飲食等に

要する費用については、本制度における支出する交際費等の額から除かれます。

ただし、資本金の額又は出資金の額等が1億円以下である法人（以下「中小企業者」といいます。）については、中小企業者に係る定額控除額の特例として、支出する交際費等の額の年600万円以下の部分の金額の10％と年600万円を超える部分の金額との合計額が損金不算入となる措置が講じられています。

なお、連結納税制度の場合についても、概ね同様の措置が講じられていますが、定額控除限度額の計算を含む損金不算入額の計算は、連結グループ全体で行うこととされています（措法68の66）。

2 改正の内容

(1) 中小企業者に係る定額控除額の特例の対象法人の見直し

今回の法人税法の改正においては、前述の「第一 法人税率の特例関係」の「中小企業者等の法人税率の特例」の2のとおり、中小特例の大法人の100％子法人に対する適用について見直しが行われ、各事業年度終了の時に大法人との間にその大法人による完全支配関係がある中小法人については、中小特例を適用しないこととされました。

この法人税法の改正と同様に、租税特別措置法においても、中小特例として講じられている本制度について改正が行われています。

具体的には、上記1の中小企業者に係る定額控除額の特例の対象となる法人から大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人を除外することとし、この普通法人には本特例を適用しないこととされました（措法61の4①、法法66⑥二）。

(注1) 中小法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人をいいます。

(注2) 大法人とは、次の法人をいいます。

- イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
- ロ 相互会社又は外国相互会社

ハ 法人課税信託の受託法人

(注3) 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます。

(注4) 中小特例とは、法人税法においては、各事業年度の所得に対する法人税の税率（法法66）における軽減税率の適用措置及び特定同族会社の特別税率（法法67）における適用除外措置をいいます。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の66①）。

(2) 対象事業年度の見直し

前述の「第二 税額控除関係」の「一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(3)のとおり、今回の法人税法の改正では、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税への移行に伴う通常所得課税の整備が行われています。

この法人税法の改正に伴い、清算中の各事業年度が、本制度の対象となる事業年度とされました（措法61の4①）。

(3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法61の4①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の66①）。

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、法人の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則73）。ただし、同日から平成22年9月30日までの間に解散が行われた場合における法人の清算中の各事業年度については、本制度の適用対象から除くこととされています（改

正法附則85)。上記2(1)の改正については、連結納税制度の場合についても同様です。

二 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人は、使途秘匿金の支出について納税義務があるものとし、法人が、平成6年4月1日から平成22年3月31日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、通常の法人税に加え、使途秘匿金の支出額の40%の法人税を課税するというものです（措法62）。

（注） 公共法人については、本制度の対象となる法人から除かれます。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の67）。

2 改正の内容

(1) 清算所得課税の廃止及び通常所得課税への移行に伴う所要の改正

前述の「第二 税額控除関係」の「一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(3)のとおり、今回の法人税法の改正では、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税への移行に

伴う通常所得課税の整備が行われています。

この法人税法の改正に伴い、本制度における清算所得に対する法人税に関する規定について、所要の改正が行われました（措法62①、措令38①②⑤、旧措令38⑥）。

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法62①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の67①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における法人の清算所得に対する法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則86）。

三 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）について、次の二つの仕組みが講じられています。

- (1) 認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額を収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに、寄附金の損金算入限度額を所得金額の20%相当額とするもの（措法66の11の2①）
- (2) 法人が、各事業年度において支出した寄附金

の額のうち認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合には、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額までを限度として損金の額に算入することができるもの（措法66の11の2②）

なお、いわゆるパブリック・サポート・テストや運営組織の適正性等の判定の対象となる期間（以下「実績判定期間」といいます。）は、原則5年間とされています（措令39の23③）が、平成20年度税制改正（以下「20年改正」といいます。）の経過的な措置として、20年改正前の認定を2回

以上受けたことのない法人については、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に認定の申請を行う場合におけるその認定に係る実績判定期間を選択により2年とすることができます（実績判定期間の特例。平20改正措令附則44④）。

2 改正の内容

認定手続の簡素化等の観点から、次の改正が行われました。

(1) 認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類について、次のとおり見直しが行われました。

① 寄附者名簿（各事業年度又は各年にそのNPO法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに寄附金の額及び受領年月日を記載した書類）

イ 認定に係る申請書の添付書類であることが明確化されました（措令39の23⑤一）。ただし、以前に認定を受けたことがある法人については、添付を要しないこととされています（措令39の23⑥）。

ロ 認定NPO法人の各事業年度の報告書類から除外される（旧措令39の23⑧、旧措規22の12②三イ）とともに、認定NPO法人は、認定の有効期間内の各事業年度の寄附者名簿を作成し、その事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間、その法人の主たる事務所の所在地に保存することが義務付けられました（措令39の23⑩、措規22の12②）。

ハ 上記のロの保存義務違反が認定の取消事由に追加されました（措令39の23⑨三）。

② 事業報告書等、役員名簿等及び定款等
所轄庁から入手可能な必要書類については、直接、国税庁長官が所轄庁から入手することとする等、次のとおり、NPO法人の申請等に係る事務負担を軽減する見直しが行われるとともに、その手続の変更に伴う認定要件及び取消し事由の整備を行うこととされました。

イ 認定に係る申請書の添付書類から除外されました（措令39の23⑤）。また、これに伴い、国税庁長官は、その申請書を提出したNPO法人に係る所轄庁に対し、その申請に係る実績判定期間の日を含む事業年度又は各年のこれらの書類で、その所轄庁に提出されたものの写しの提出を求めることができることとされ（措令39の23⑦一）、所轄庁はこれを提出しなければならないこととされました（措令39の23⑧）。

ロ 認定NPO法人の各事業年度の報告書類から除外され（旧措令39の23⑧、旧措規22の12②一）、国税庁長官が所轄庁からその写しの提出を受けることとされました（措令39の23⑬）。具体的には、認定NPO法人に係る所轄庁は、その認定の有効期間の日を含む事業年度終了の日の翌日から4月以内に、特定非営利活動促進法により所轄庁に提出されたこれらの書類の写しを国税庁長官に提出することとされました。

ハ 上記イ及びロの見直しに合わせ、認定要件等について次のとおり整備が行われました。

(イ) 特定非営利活動促進法の規定によりこれらの書類を所轄庁に対して提出していることが認定要件に追加されました（措令39の23①六）。

(ロ) 認定NPO法人が所轄庁へこれらの書類の提出をしなかった場合が認定の取消事由に追加されました（措令39の23⑨四）。

(ハ) 認定NPO法人とNPO法人の合併における認定の取消しに係る要件及び新設合併による設立後1年以下の合併法人の認定要件の特例についても、(イ)及び(ロ)と同様とされました（措規22の12③③、③⑥）。

③ 所轄庁の証明書

認定の申請をするNPO法人について法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の所轄庁の証明書の交付を受けていることを認定要件とし、その証明書が認

定に係る申請書の添付書類とされてきました（旧措令39の23①八、⑤五）が、国税庁長官が所轄庁に対し、所轄庁がそのNPO法人につき法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨又はその理由がある旨を証明する書面の提出を求めることとし、「国税庁長官に対し所轄庁のその理由がない旨の証明書の交付がされること」が認定要件とされました（措令39の23①八、⑦二）。なお、証明書の提出を求められた所轄庁は、これを提出しなければならないこととされました（措令39の23⑧）。

(2) 認定NPO法人の閲覧書類から、次の事項を記載した書類が除外されました（旧措規22の12②六～八）。なお、各事業年度の提出も不要となります。

- ① 報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項
- ② 各社員の親族割合のうち最も高いもの
- ③ 各社員の特定法人等割合のうち最も高いもの

(3) 実績判定期間の特例措置について、現に認定NPO法人である法人をその対象から除外し、初回の認定を受けようとする法人に係る特例とされました。また、適用期限が1年延長され、平成23年3月31日までとされました（平20改正措令附則44④）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)①イ、②イ、②ハ(イ)及び(ロ)（新設合併に係る特例に限ります。）並びに③の改正は、法人が平成22年4月1日以後に行う認定の申請について適用し、法人が同日前行った認定の申請については従前どおりとされています（改

正措令附則36①、改正措規附則17③）。

(2) 上記2(1)①ロ及び②ロの改正は、法人の平成22年4月1日以後に終了する事業年度の寄附者名簿又は事業報告書等（事業報告書等、役員名簿等及び定款等をいいます。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の寄附者名簿又は事業報告書等については従前どおりとされています（改正措令附則36③④）。

(3) 上記2(1)①ハ並びに②ハ(ロ)及び(ハ)（合併における認定の取消要件に限ります。）の改正は、平成22年4月1日以後に寄附者名簿を保存しなかった場合若しくは所轄庁へ事業報告書等の提出をしなかった場合に該当することとなる法人又は合併をした合併法人についての認定の取消しについて適用されます（改正措令附則36②、改正措規附則17②）。

(4) 上記2(2)の改正は、法人が平成22年4月1日以後に行う認定の申請及び同日以後に閲覧義務要件を満たさなくなったと認められる法人又は同日以後に閲覧書類に虚偽の記載があった場合に該当することとなる法人についての認定の取消しについて適用し、法人が同日前行った認定の申請及び同日前に閲覧義務要件を満たさなくなったと認められる法人又は同日前に閲覧書類に虚偽の記載があった場合に該当することとなった法人についての認定の取消しについては従前どおりとされています（改正措規附則17①）。

(5) 上記2(3)の改正は、初回の認定を受けようとする法人が平成22年4月1日以後に行う認定の申請について適用し、20年改正前の認定を2回以上受けたことのない法人が同日前行った認定の申請については従前どおりとされています（改正措令附則51）。

四 特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が支出する地域再生法第14条

第1項に規定する特定地域雇用会社に対する同法第5条第3項第2号に規定する事業に充てられることが確実である寄附金について、一般の寄附金

の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額に相当する金額の範囲内で、損金の額に算入することができるというものです（措法66の12①）。

（注）本制度の対象となる寄附金は、地方公共団体が指定する有効期間内に支出されたものに限ることとされています。

ただし、損金算入限度額は、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金と合計して計算することとされています（措法66の12②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の96の2）。

2 改正の内容

本制度は、平成22年3月31日をもって廃止され

ました（旧措法66の12、旧措令39の23の2、旧措規22の13）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の96の2、旧措令39の122の2、旧措規22の76の4）。

3 適用関係

上記2の改正は、法人が平成22年4月1日前にされた指定の有効期間内に支出する特定地域雇用会社に対する寄附金については、なお従前の例によることとされています（改正法附則92）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則121）。

五 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の法人以外の法人の平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、法人税法に定める欠損金の繰戻し還付の措置を適用しないというものです（措法66の13①）。

- (1) 普通法人のうち、事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。ただし、保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社は除かれます。
- (2) 公益法人等又は協同組合等
- (3) 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている次の法人
 - ① 地方自治法に規定する認可地縁団体
 - ② 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人及び団地管理組合法人
 - ③ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党等

- ④ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合
- ⑤ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
- ⑥ マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替組合
- (4) 人格のない社団等

（注）解散、事業の全部譲渡等の一定の事実が生じた日前1年以内に終了した事業年度又は同日の属する事業年度の欠損金額については、本制度の対象となる欠損金額から除かれます。

なお、連結納税制度の場合も同様の措置が講じられていますが、連結納税制度の場合の対象となる中小企業者等に該当する連結親法人は次のとおりとなります（措法68の98）。

- (1) 普通法人である連結親法人のうち、連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。ただし、保険業法に規定する相互会社は除かれます。

- (2) 協同組合等である連結親法人

2 改正の内容

(1) 本制度の適用除外法人の見直し

今回の法人税法の改正においては、前述の「第一 法人税率の特例関係」の「中小企業者等の法人税率の特例」の2のとおり、中小特例の大法人の100%子法人に対する適用について見直しが行われ、各事業年度終了の時ににおいて大法人との間にその大法人による完全支配関係がある中小法人については、中小特例を適用しないこととされました。

この法人税法の改正と同様に、租税特別措置法においても、中小特例として講じられている本制度について改正が行われています。

具体的には、上記1(1)の本制度の適用除外となる法人から大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人を除外することとし、この普通法人には本制度を適用することとされました（措法66の13①、法法66⑥二）。

(注1) 中小法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人をいいます。

(注2) 大法人とは、次の法人をいいます。

- イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
- ロ 相互会社又は外国相互会社
- ハ 法人課税信託の受託法人

(注3) 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます。

(注4) 中小特例とは、法人税法においては、各事業年度の所得に対する法人税の税率（法

法66）における軽減税率の適用措置及び特定同族会社の特別税率（法法67）における適用除外措置をいいます。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の98①）。

(2) 対象となる欠損金額の見直し

前述の「第二 税額控除関係」の「一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」の2(3)のとおり、今回の法人税法の改正では、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税への移行に伴う通常所得課税の整備が行われています。

この法人税法の改正に伴い、清算中に終了する事業年度の欠損金額については、本制度を適用しないこととされました（措法66の13①）。

(3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法66の13①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の98①）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、法人の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則73）。連結納税制度の場合についても同様です。

(2) 上記2(2)の改正は、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における法人の清算中の事業年度に係る法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則93）。

六 特定目的会社に係る課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」といいます。）に規定する特定目的会社で、多数の投資家又は機関投資家に対して優先出資又は特定社債を発行している等の一定の要件を満たすものが、配当可能利益の額の90%超を利益の配当の額として支払っていること等の一定の要件を満たしている場合には、所得の金額を限度として、その事業年度に係る支払配当の額を損金の額に算入することができるというものです（措法67の14①）。

2 改正の内容

特定目的会社に係る導管性要件について、次の(1)及び(2)の見直しが行われました。

(1) 特定社債に係る引受要件の見直し

「その発行をした特定社債が機関投資家その他これに類するもの（以下「機関投資家等」といいます。）のみによって引き受けられたもの」であることとする要件（機関投資家等による引受要件）について、「引き受けられる」だけでなく「保有されることが見込まれているもの」であることとする要件（機関投資家等による保有見込要件）とされました（措法67の14①一口(2)）。したがって、例えば、特定社債の発行時には機関投資家等に引き受けられるものの、あらかじめ機関投資家等以外の者に転売することが決まっているような場合は、本要件に該当しないこととなります。

(2) 国内募集50%超要件の適用対象の見直し

国内募集割合が50%超であることとする要件（以下「国内募集50%超要件」といいます。）について、次の見直しが行われました。

① 本要件の適用対象から特定社債が除外され

ました（措法67の14①一ハ、措令39の32の2③）。

② 本要件の対象に一定の特定出資が追加されました（措法67の14①一ハ、措令39の32の2③、措規22の18の4③）。

現行の国内募集50%超要件については、優先出資の発行に際しては、国外募集の割合が高い場合には、支払配当の損金算入が認められる一方で、我が国における投資家段階での適正な課税が確保されないおそれがあることから設けられていますが、特定出資については、特定目的会社の設立に際して発行される設立出資金として設立時発行特定出資のすべては発起人が引き受けることとされており、広く投資家に引き受けられることが想定されていなかったことから、これまで国内募集50%超要件は課されていませんでした。しかしながら、最近では、優先出資の国内募集50%超要件は維持しつつ、特定出資の追加発行等において多くの国外募集を行っているという実態があること、特定出資は優先出資に比べ劣後するものの、出資を行い、利益配当や残余財産を受ける権利を有するという点では優先出資と同じであることを踏まえ、特定出資について国内募集50%超要件を課さないとする理由が薄れてきていると考えられることから、今回の改正において優先出資と同様の要件を課すこととしたところです。

具体的には、資産流動化計画において、発行をした基準特定出資の発行価額の総額のうちに国内において資産流動化法第17条第1項第1号又は第36条第1項の規定による割当て又は募集がされる基準特定出資の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記録又は記載があるものに該当するものであることとされています。

この基準特定出資とは、資産流動化法第2

条第6項に規定する特定出資（以下「特定出資」といいます。）のうち資産流動化計画に特定出資を有する特定社員の同法第27条第2項各号に掲げる権利に係る事項として財務省令で定めるものの記載があるもの以外のものをいいます。なお、財務省令では、「資産の流動化に関する法律施行規則第21条第2号に掲げる事項」と規定されており、同令では、「特定社員があらかじめ利益の配当又は残余財産の分配を受ける権利を放棄する場合は、その旨」と規定されていますので、資産流動化計画において「特定社員はあらかじめ利益の配当又は残余財産の分配を受ける権利を放棄している」旨の記載がある特定出資は、本要件の対象となる特定出資には該当しません。これは、利益の配当及び残余財産の分配を受ける権利を放棄している特定出資については、前述のとおり本要件を設けている趣旨にはあてはまらないことから、本要件の対象となる特定出資から除外しているものです。

3 適用関係

(1) 上記2(1)及び(2)②の改正は、特定目的会社の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、特定目的会社の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則96①、改正措令附則38）。ただし、改正後の規定は、同日前に設立された特定目的会社にあつては、同日以後に資産流動化法第9条第1項の規定による同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出又は同法第10条第1項の規定による届出をするものに限ることとされています。

資産流動化法では、特定目的会社は資産流動化計画に変更があつたときは一定の期間内に内閣総理大臣に届け出なければならないこととされており（資産流動化法9①）、資産流動化計画にはその計画期間及び計画期間に関する事項を記載し、又は記録しなければならないことと

されています（資産流動化法5①一）。また、特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、内閣総理大臣に届け出なければならないこととされており、この場合には、現在の資産流動化計画に係る業務の終了の届出を行わなければならないこととされています（資産流動化法10①、11①②）。

すなわち、平成22年4月1日前に設立された特定目的会社については、同日前に提出された資産流動化計画に基づいて業務が行われている限り、上記2(1)及び(2)②の改正後の要件は適用されませんが、同日以後に計画期間を変更した場合又は現在の資産流動化計画を終了して新たな資産流動化計画に基づいて業務を行う場合には、同日以後に設立された特定目的会社と同様に、改正後の要件が適用されることとなります。

なお、同日前に設立された特定目的会社が、同日以後に開始する事業年度においてこれらの届出を行った場合には、その届出を行った日を含む事業年度から改正後の要件が適用されることとなります。

(2) 上記2(2)①の改正は、特定目的会社の平成22年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、特定目的会社の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則96②）。

(参考1) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）

（定義）

第2条 省 略

2～5 省 略

6 この法律において「特定出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であつて、特定目的会社の設立に際して発行されたもの（第36条の規定により発行されたものを含む。）をいう。

7～18 省 略

（資産流動化計画）

第5条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項として内閣府令で定める事項

二～六 省略

2～4 省略

（届出事項の変更）

第9条 特定目的会社は、第4条第2項各号（第5号を除き、第11条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は資産流動化計画に変更があったときは、内閣府令で定める期間内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2～5 省略

（資産流動化計画に係る業務の終了の届出）

第10条 特定目的会社は、資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了したときは、その日から30日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 省略

（設立時発行特定出資に関する事項の決定等）

第17条 発起人は、特定目的会社の設立に際して次に掲げる事項（定款に定めがある事項を除く。）を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

一 発起人が割当てを受ける設立時発行特定出資の口数

二 省略

2・3 省略発起人は、設立時発行特定出資の全部を引き受けなければならない。

（社員の責任及び権利等）

第27条 省略

2 社員は、その有する特定出資又は優先出

資につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。

一 利益の配当を受ける権利

二 残余財産の分配を受ける権利

3～6 省略

（募集特定出資の発行等）

第36条 特定目的会社は、その発行する特定出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集特定出資（当該募集に応じて特定出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定出資をいう。以下この条において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集特定出資の口数

二 募集特定出資の払込金額（募集特定出資1口と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この条において同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額

四 募集特定出資と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

2～10 省略

（参考2）資産の流動化に関する法律施行規則（平成12年総理府令第128号）

（その他資産流動化計画記載事項）

第21条 法第5条第1項第6号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 特定社員があらかじめ利益の配当又は残余財産の分配を受ける権利を放棄する場合は、その旨

三～十二 省略

七 その他

1 改正の内容

次の(1)及び(2)のその他の制度について、所要の改正が行われました。

(1) 適格事後設立制度の廃止、清算所得課税の廃止、適格現物分配が行われた場合等に係る所要の改正

次の①から⑥までのその他の制度について、それぞれ次のとおり改正が行われました。

① 沖縄の認定法人の所得の特別控除

今回の法人税法の改正では、清算所得課税の廃止及び通常所得課税への移行に伴う通常所得課税の整備として、

イ 法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、その清算中に終了する事業年度前の各事業年度において生じた期限切れ欠損金額は、損金の額に算入する

ロ 法人の残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の額は、損金の額に算入する

こととされました。また、連結法人間取引の損益の調整制度が改組され、完全支配関係がある内国法人間で非適格合併による一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益をその資産のそのグループ外への移転等の時まで繰り延べる制度とされました（改正の趣旨及び内容の詳細については、前掲の「**法人税法の改正**」の「一 資本に係る取引等に係る税制」の1(2)及び4をご参照ください。）。

この法人税法の改正に伴い、本制度における軽減対象所得金額及び全所得金額の計算については、これらの措置を適用しないで計算することとされました（措令36⑤）。

なお、連結納税制度の場合についても、同

様の改正が行われています（措令39の90⑥）。

② 商工組合等の留保所得の特別控除

今回の法人税法の改正では、完全支配関係がある内国法人間の寄附について、支出法人において全額損金不算入とされるとともに、受領法人においてその受贈益が全額益金不算入とされました。

この法人税法の改正に伴い、本制度における留保金額を取り崩して配当等の剰余金処分をした場合の益金算入措置について、この益金不算入とされた受贈益の金額を所得の金額に含めることとされました（措令37⑤）。

③ 転廃業助成金等に係る課税の特例

適格事後設立制度が廃止されたこと、適格現物分配が適格組織再編成の一形態として位置付けられたこと及び連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消事由の見直しが行われたことに伴い、土地税制における圧縮記帳制度と同様の所要の改正が行われました（措法67の4③⑤～⑧⑩⑭⑰⑱、措令39の27⑦⑨⑭⑮、措規22の17①③④）。改正の内容については、前述の「**第五 土地税制関係**」の「**六 その他の土地税制**」の1(1)及び(2)をご参照ください。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の102③⑤～⑨⑪⑮⑱⑲、措令39の123の2⑥⑧⑬⑮、措規22の79①③④）。

④ 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等

清算所得課税の廃止及び通常所得課税への移行に伴い、本制度における清算所得に対する法人税に関する規定について所要の改正が行われました（措法67の6①）。

このほか、投資法人に係る課税の特例、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例に

ついても同様の改正が行われています（措法67の15⑦、68の3の2⑥、68の3の3⑥）。

⑤ 組合事業等による損失がある場合の課税の特例

イ 組合等損失額の計算について、上記①の沖縄の認定法人の所得の特別控除と同様の改正が行われました（措令39の31④、39の32①）。

ロ 適格事後設立制度が廃止されたこと及び適格現物分配が適格組織再編成の一形態として位置付けられたことに伴い、組合契約に係る組合員等の地位の承継を受けた場合に関する規定について所要の改正が行われました（措令39の31⑥⑩⑬⑭、39の32③⑥⑦）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措令39の125②～④⑧～⑩、39の126①③⑥⑦）。

⑥ 株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例

今回の法人税法の改正においては、株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割制度の整備が行われ、法人税法以外の法人税に関する法律の規定においても同制度が適用できることとされています。

この法人税法の改正に伴い、本制度は廃止されました（旧措法68の3の4、旧措令39の35の4）。

(2) 適用期限の延長

① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法67の5①、68の102の2①）。

② 農林中央金庫の合併等に係る課税の特例における農林中央金庫等の合併に係る措置の適用期限が、平成25年3月31日まで3年延長されました（措法68の2①）。

2 適用関係

(1) 上記1(1)①の改正は、法人の平成22年10月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則31）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則45）。

(2) 上記1(1)②の改正は、法人の平成22年10月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則32）。

(3) 上記1(1)③の改正は、平成22年10月1日以後に分割又は現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則94）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則122）。

(4) 上記1(1)④の改正は、平成22年10月1日以後に解散する法人が支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配について適用し、同日前に解散した法人が支払いを受けた特定株式投資信託の収益の分配については、なお従前の例によることとされています（改正法附則95）。また、他の制度についても同様の経過措置が講じられています（改正法附則97、101、102）。

(5) 上記1(1)⑤イの改正は、法人の平成22年10月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則37①③）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則48①③）。

(6) 上記1(1)⑤ロの改正は、法人の平成22年10月1日以後に行われる分割又は現物分配による組合契約等に係る組合員たる地位又は信託の受益

者たる地位の承継について適用し、法人の同日前に行われた分割型分割、分社型分割又は事後設立による組合契約等に係る組合員たる地位又は信託の受益者たる地位の承継については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則37②④）。連結納税制度の場合について

も同様です（改正措令附則48②④）。

- (7) 上記 1(1)⑥の改正は、平成22年10月1日前に分割が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則103）。